

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 斎藤有紀

年月日	令和6年2月5日（月）～令和6年2月6日（火）			
政務活動先	総務省 国会議員会館			
政務活動の目的	緊急防災・減災事業債の活用の有り方や奈良県の道路事業、「飛鳥・藤原」の世界遺産登録関連等の視察調査や研究を行った。			
相手方	●総務省地方債課 神門純一課長 ●国土交通省 道路局企画課 余野真一郎企画専門官 ●国土交通省 国道・技術課直轄高速係 明知顕三課長 ●文化庁 文化財第二課 田中 滉彦課長 ●文化庁 文化遺産国際協力室 大川晃平室長 文化庁担当者ほか3名			
内容、結果等	総務省担当者と五條市の県有地、大規模防災拠点に対する緊急防災・減災事業債の活用条件について奈良県との協議の経緯や意見を交換し、議会での一般質問に活かすことが出来た。国交省担当者より、奈良県内の重要物流道路の整備計画、道路整備状況を伺い、地元五條市の道路に対する要望や意見交換を行った。文科省担当者から奈良県内の世界遺産の整備等の現状、平城宮跡の整備と飛鳥・藤原の世界遺産指定登録についての意見交換を行った。本視察での学びを今後の県議会での委員会や一般質問、要望等に活かしていきたい。			
※視察の効果を明記のこと				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	国会議員会館	JR 新幹線 (往路)	新大阪～東京	13,870 円
		JR 新幹線 (復路)	東京～新大阪	14,520 円
	宿泊費	12,078 円	内訳:アパホテル宿泊費	86
	会費	円	内訳:	
	合計	40,468 円	(全て政務活動)	
備考	添付資料：研修資料			

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

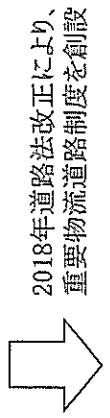
重要物流道路の概要

- 物流の更なる円滑化等を図るために、物流の観点から重要な道路を「重要物流道路」として国土交通大臣が指定し、機能強化を推進。

＜重要物流道路指定の効果＞

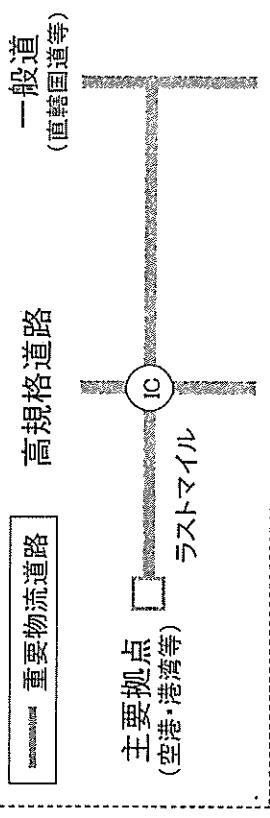
(物流を取り巻く課題)

物流は、生活や経済活動を支える必要不可欠なものであり、ドライバー不足等の課題に対し、トラック大型化への対応等の生産性の向上が急務。

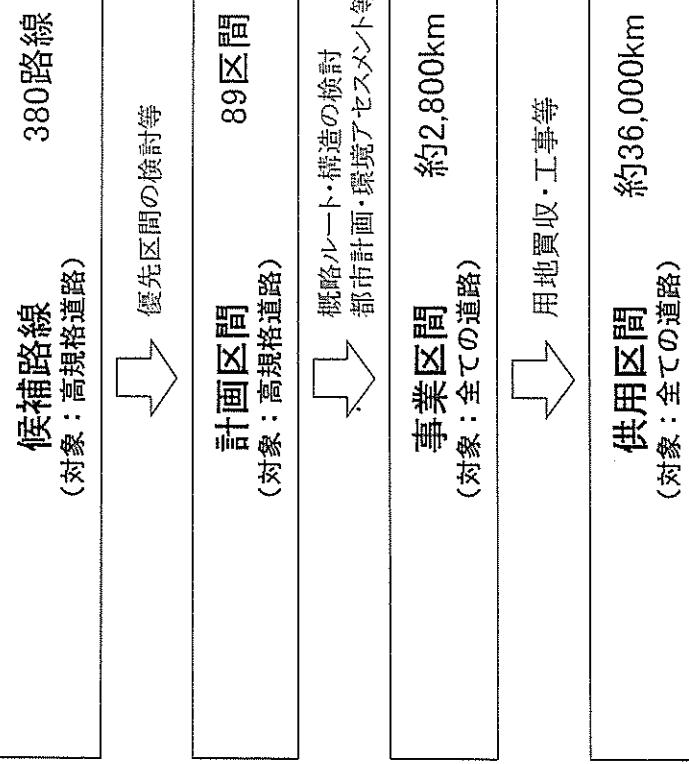


- 道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引き上げ
- 構造上支障のない区間には、国際海上コンテナ車の特車許可不要
- 地方自治体事業は個別補助制度も活用して支援

＜ネットワークのイメージ＞



＜指定状況(2023.4.1)＞



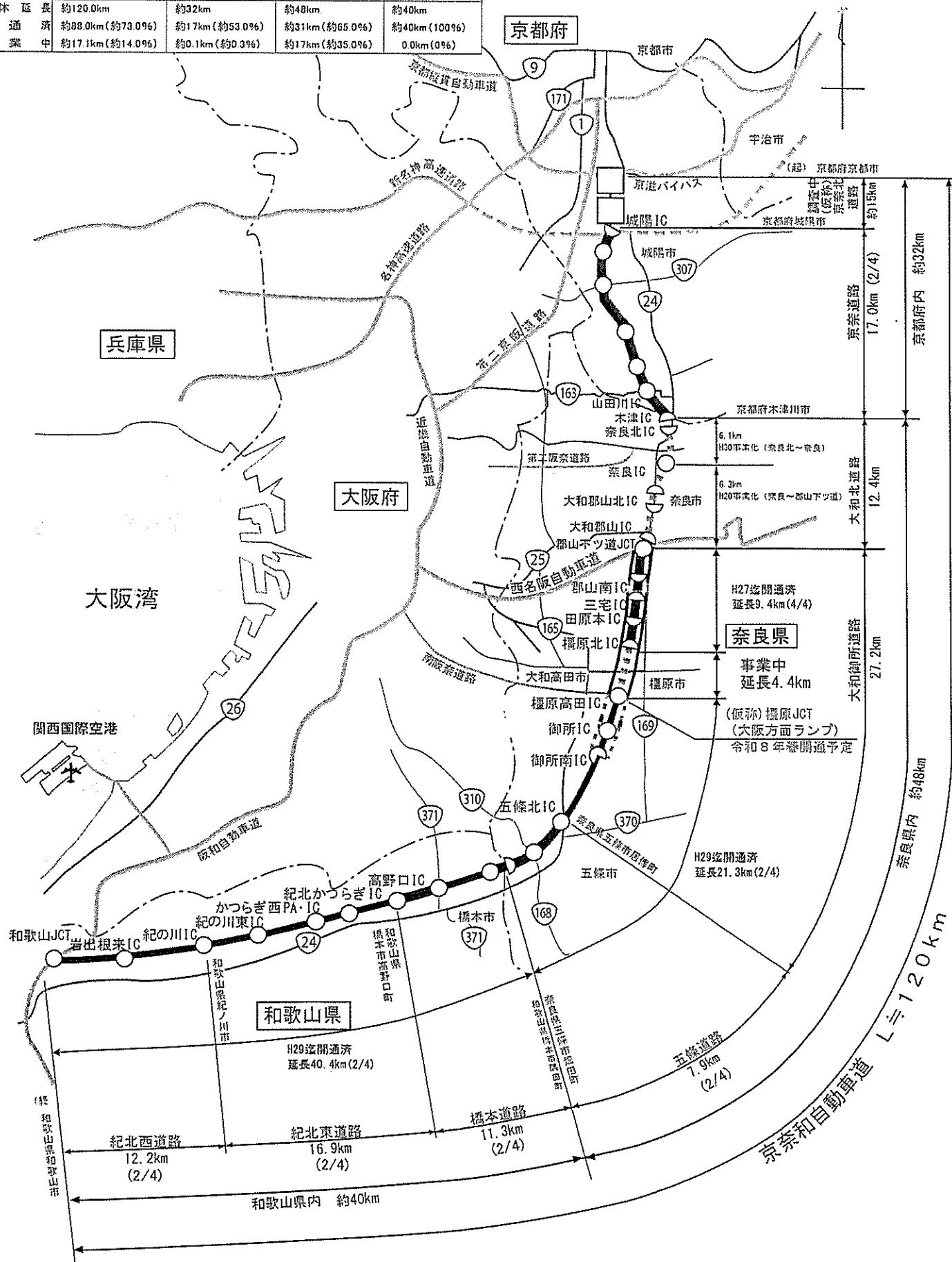
(参考)道路構造の基準			
	自専道等	一般道	重要物流道路に指定
長さ	16.5m	12m	16.5m
幅	2.5m	2.5m	2.5m
高さ	3.8m	3.8m	4.1m
前端オーバーハング	1.3m	1.5m	1.3m
軸距	前軸距 4m 後軸距 9m	6.5m	前軸距 4m 後軸距 9m
後端オーバーハング	2.2m	4m	2.2m
最小回転半径	12m	12m	12m

※「自専道等」は本数1機、第3種第1級、第3種第1級の道路で、「一般道」はそれ以外の道路。

国道24号 京奈和自動車道

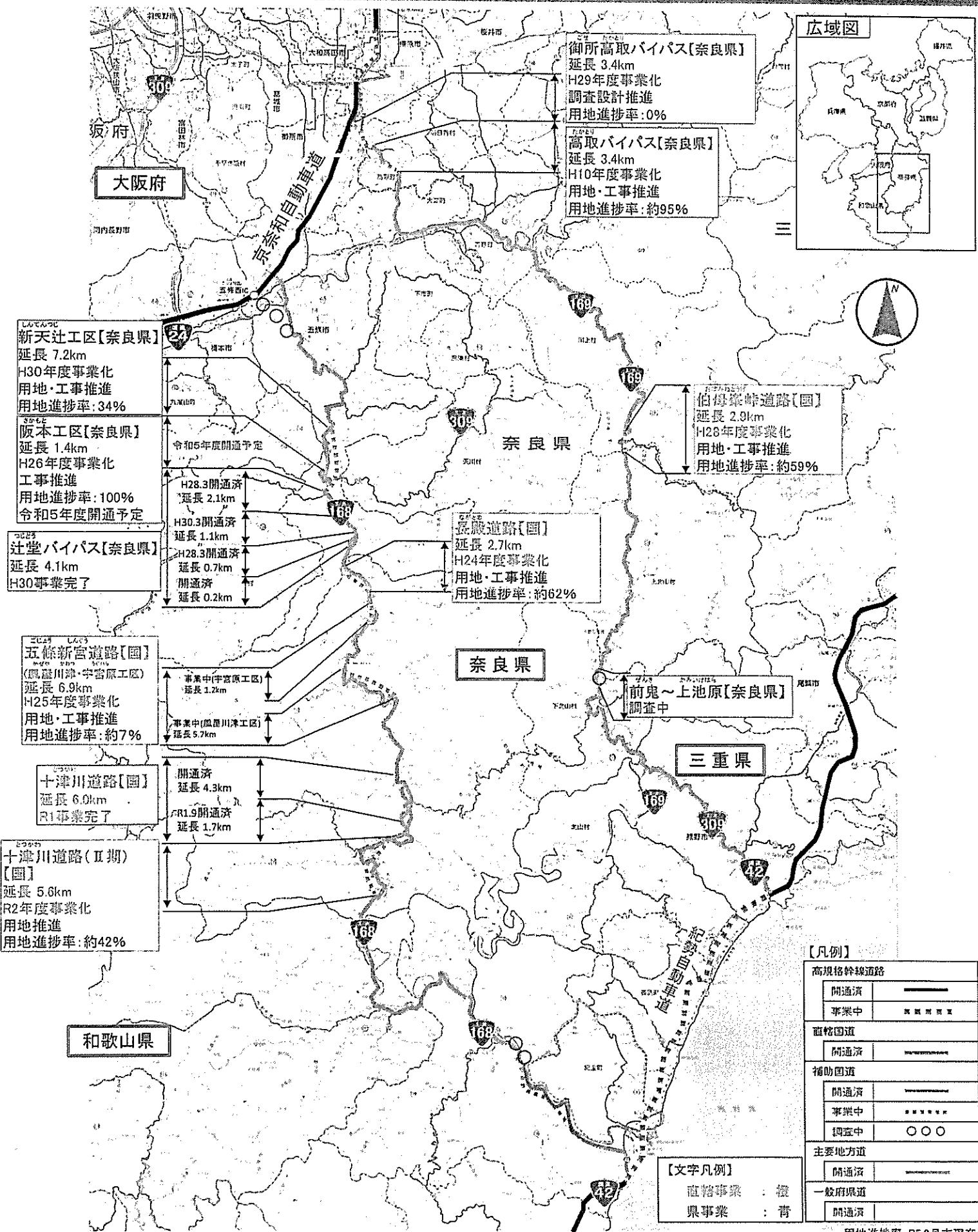
整備狀況

	全体	京都府	奈良県	和歌山県
全 体 延 長	約120.0km	約32km	約48km	約40km
開 通 時 期	約88.0km(約73.0%)	約17km(約53.0%)	約31km(約65.0%)	約40km(100%)
事 業 中	約17.1km(約14.0%)	約0.1km(約0.3%)	約17km(約35.0%)	0.0km(0%)

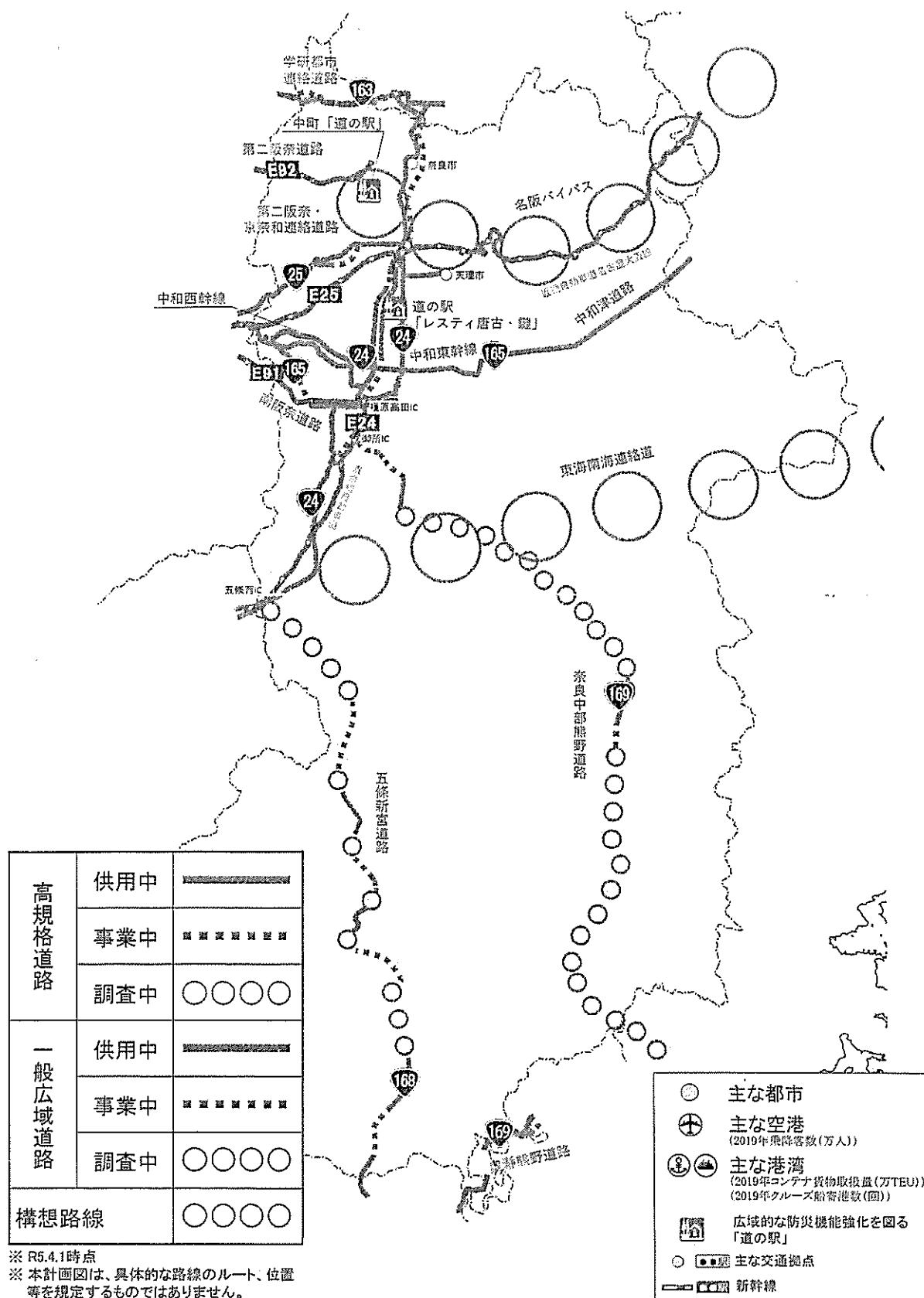


令和5年4月1日時点

五條新宮道路(R168)・奈良中部熊野道路(R169)



近畿ブロック 広域道路ネットワーク計画図（奈良県拡大版）



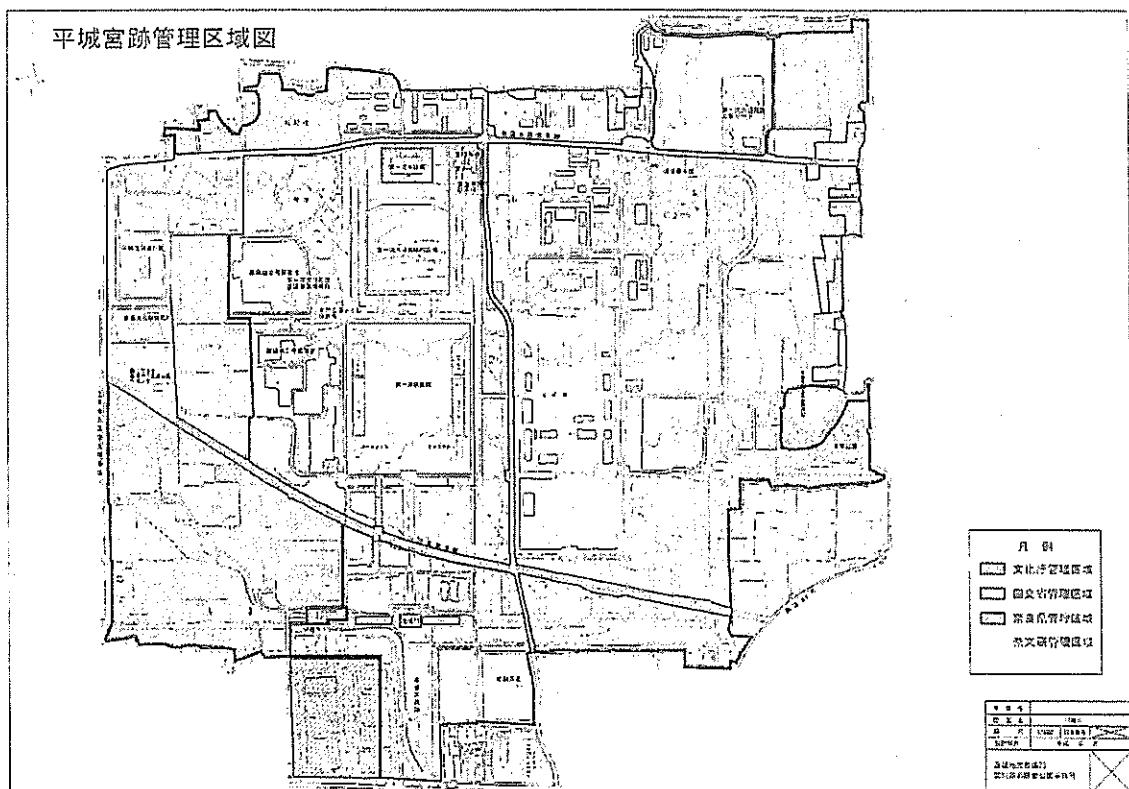
特別史跡 平城宮跡の整備について

1. 歴史的経緯

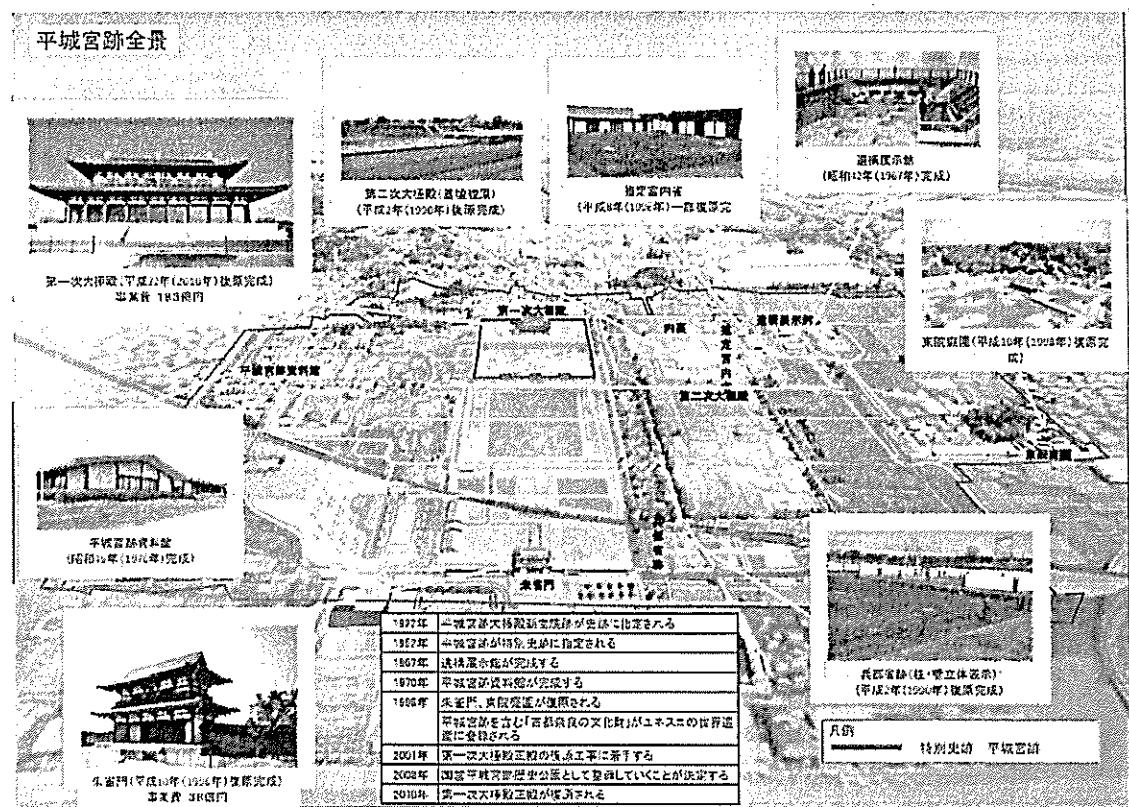
- 平城宮跡は、我が国の律令国家形成期における政治・文化の中心であり、我が国歴史上極めて重要な遺跡として、昭和27年に特別史跡に指定されている。
- 昭和38年、平城宮跡内における近鉄の操車場建設設計画が問題となり、最終的には当時の池田勇人首相の決断により、国主導による宮跡の発掘調査の推進、史跡未指定地域の追加指定、国による民有地の買収の方針が決定された。以降、国直営で発掘調査、民有地の国有化、遺跡・建物等の整備を実施。
- 平成20年には、都市公園法に基づく国営公園として整備することが閣議決定され、以降、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」に基づき、特別史跡の中心部における建物の復原等は国土交通省が、既設の復原建物等及び周辺部の管理は文化庁が実施している（覚書に基づき、奈良県、奈良市、奈良文化財研究所も加えた5者が分担）。

2. 平城宮跡整備の主な経緯

- | | |
|-------|--|
| 昭和38年 | 池田首相が宮跡地を国有地として保存することを決定。 |
| 昭和53年 | 「特別史跡平城宮跡保存整備基本計画」を策定。以降、国直営で遺跡・建物の整備等を実施。 |
| 平成10年 | 「古都奈良の文化財」の構成要素として世界文化遺産に登録。 |
| 平成10年 | 文化庁が朱雀門、東院庭園を復原整備。 |
| 平成20年 | 都市公園法に基づく国営公園として整備することを閣議決定。 |
| 平成22年 | 文化庁が第一次大極殿を復原整備。 |

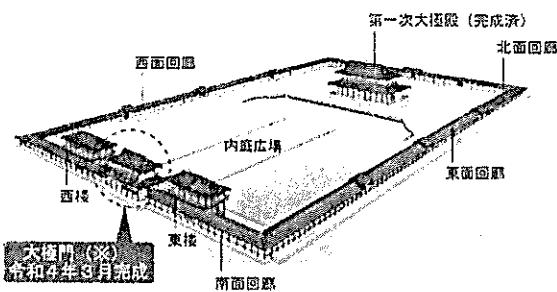
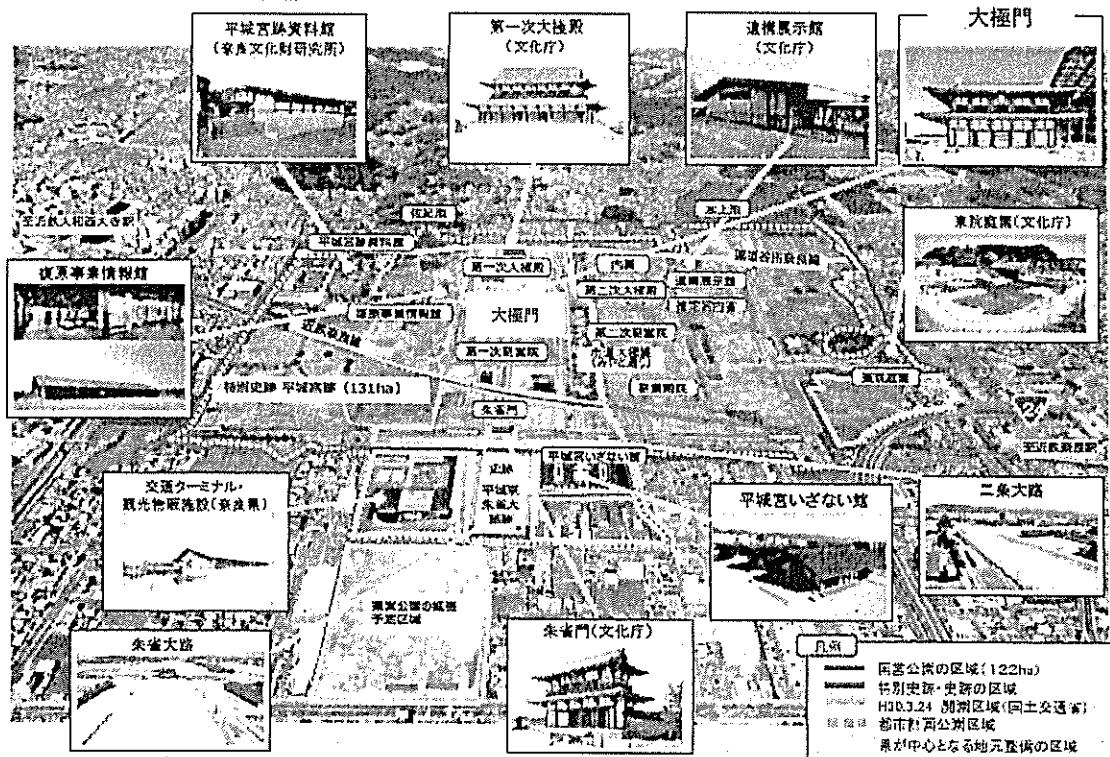


<文化庁が整備・管理している復原建物等>



<国営公園としての整備状況> ※水色帯の建物等を国土交通省が整備

■公園内の主な施設と復原建物



- | |
|--|
| 平成 20 年 12 月 公園基本計画の策定
平成 27 年 5 月 第一次大極殿院復元事業情報館開館
平成 30 年 2 月 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）完成
平成 30 年 3 月 平城宮跡歴史公園開園
令和 4 年 3 月 大極門供用
東楼復元整備工事着手（令和 7 年 11 月竣工予定） |
|--|

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の課題について

1. 文化財の追加指定等、関係自治体において資産の保護を万全とするための取組を継続することが必要。
2. 関係省庁・関係自治体等による連携体制を構築した上で、緩衝地帯も含め、世界遺産として一体的に保護していくための幅広い共通認識の構築が必要。
3. 顕著な普遍的価値の更なる精査を行いつつ、その価値に紐づく構成資産の精査が必要。
4. 本資産の世界的価値について国際的な理解を得るため、海外の専門家との対話等を通じた検討及び説明ぶりの精査・充実が必要。
5. 構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたっては世界遺産としての包括的な方針を策定することが必要。

第11号様式の5（第5条関係）

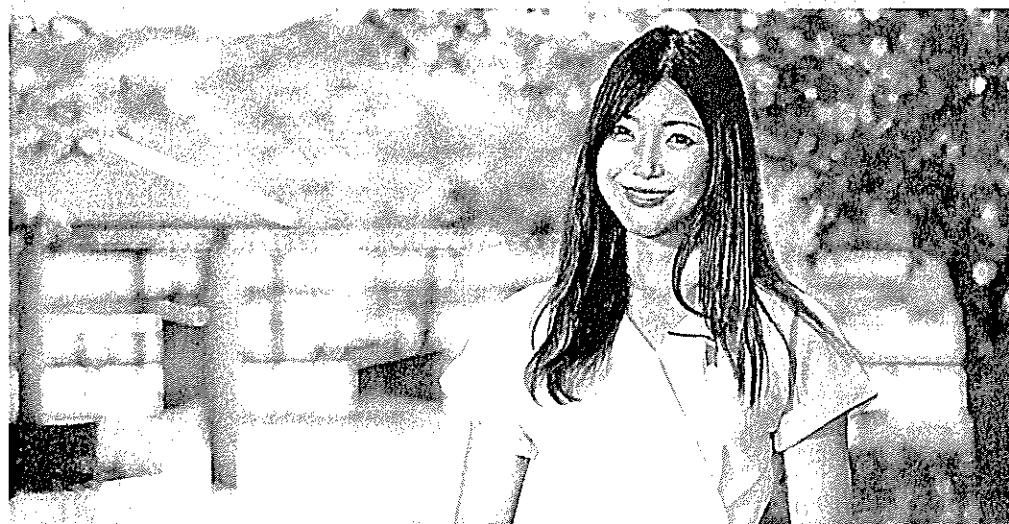
政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和5年8月23日（水）他			
表題と発行部数	「活動報告 vol.2023 SUMMER」10,000部発行			
対象者	五條市内			
配布方法	新聞折込8,350部 個別郵送1,391部 ポスティング259部			
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く89.2%を充当する。			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●6月建設委員会での質問及び要望（大規模広域防災拠点整備事業について・奈良県建設業DX機器導入支援補助事業について） ●各種会議等への出席●災害視察・対応 ●所属会派及び委員会等における様々な活動 ●地域の防災に関する活動●9月議会に向けて 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	制作・印刷費	Graphic Planning	184,800円	デザイン@12,000×4面 印刷@12×10,000部×1.1
	新聞折込費	朝日オリ コミ大阪	42,251円	@4.5×8,350部 送料835円×1.1
	郵送費	五條郵便局	102,423円	@84×80通 @73×1,311通
※ すべて89.2%充当		合計	$329,474 \times 89.2\% = 293,890$ 円	
備考	添付資料：活動報告 vol.2023 SUMMER			

注 発行した広報紙を添付してください。

さいとう有紀



こんにちは、さいとう有紀です

令和5年4月に行われた奈良県議会議員選挙にて初当選を果たすことが出来ました。

五條市と県・国とのパイプ役として県政の進展に貢献できるよう、精一杯尽力してまいります。何卒宜しくお願ひ申し上げます。

県政における議論 START!!

県議会における主要な役職は以下のとおりになりました。

- ・議長：岩田 国夫議員
 - ・副議長：池田 慎久議員
 - ・議会運営委員会委員長：山本 進章議員
- さいとう有紀の所属先は、以下のとおりです。
- ・常任委員会：建設委員会
 - ・特別委員会：総合防災対策特別委員会（副委員長）
 - ・議会運営委員会

「県政の見える化」～もっと身近に感じて欲しい～

政治はよくわからないもの、見えにくいもの、その様なお声を頂く事もあります。市議会議員の頃から積極的に取り組んできた、様々なツールによる情報発信を引き続き行い、皆様に政治を分かりやすく、より身近に感じていただけるように活動してまいります。

県政では市政で取り組んできた活動に加え、市民の皆様の暮らしを少しでもお支えできますよう、

あらゆる施策を検討し、実現できるよう取り組んでまいります。

南部地域の魅力を高め、より良い五條市へ

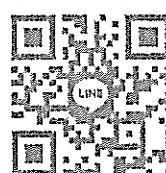
奈良県南部は過疎化・高齢化が顕著であり、これらの課題に対しては待ったなしで対策を施していく必要があると思います。

また、女性が積極的に活躍出来る環境整備がなされていない現状の中、雇用の創出や、子育てのしやすいまちづくりなど、課題にしっかりと取り組んでまいります。

県南部の発展が奈良県全体の発展へと繋がっていくと考えます。

**YUKI
SAITO**
活動報告 vol.2023 SUMMER

五條市の未来を
あきらめない



LINE

さいとう有紀

SNS

さいとう有紀

委員会質問（建設委員会）



まいとくの議論は、在原洋介議長の司事で、議論が進んでいます。

（奈良県議会議場内防災拠点整備事業について）（令和3年6月議会開催日：6月10日）

さいとう有紀の6月議会での一般質問

①大規模広域防災拠点整備事業について

山下知事は令和5年度に実施予定であった県の事業の15プロジェクトで予算のすべて、または一部の執行停止を発表されました。大規模広域防災拠点については令和5年度実施予定であった予算額の95%にあたる24億9千万円余りの執行を中止するとされています。詳しくはこちら▶



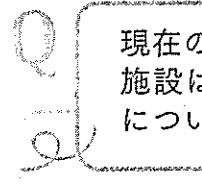
知事答弁で大規模広域防災拠点整備事業の見直し及び今後の活用方法について検討していくとされていたが、今後どのように検証し、見直しを計画しているのか？

回答 A 防災目的での整備を多角的に検討していく方針で、既に契約した土地については原契約通りに進めていく。今後はまずは既存設備を活用し、応援部隊等を要請し防災時の対応を行えないか検討していく。これらにより対応不可な場合に、防災拠点の整備を検討していく。



Q 短期間での事業見直し、また知事は地元にも来られず地元の皆様に対し説明が不十分であり、かつ緊防債予算の適応を受けている本事業の方向性も不透明ななか、今後奈良県として地元説明をどの様に行っていくのか？

回答 A 全体的な事業の見直しは行う事となったが、購入済の土地については防災目的の施設の整備計画を踏まえた多角的な検討を行っていく。また、計画が定まっていなかったため、計画が一定量定まったなかで地元に対して説明を行っていく予定。



現在の奈良県の既存の施設では大規模災害発生時の防災拠点としての機能確保ができない施設ばかりであるが、今後大規模防災拠点の整備計画を再検討していく中で、この現状について知事に説明等をされ、かつ理解されているのか？

回答 A 既存の施設の活用について再検討を考えていく方針であり、まずは既存の施設が活用可能か不可能かを検証していく段階である。

*回答（A）：奈良県国土マネジメント部大規模防災拠点推進課長

さいとう有紀からの要望

南海トラフ地震が発生した際の様々なシミュレーションデータは知事は「架空の数値」とし、事業の根拠として疑問を持たれていたが、既存の施設の活用に対してはそれらのデータを元に検証していくというのは矛盾があるのでと考へる。また、知事は事業の認定に対するプロセスにも疑問があるため一旦停止という処置をされたが、県民の生命財産を守るという知事の責務をそれで果たせていると言えるのか、甚だ疑問を持たざるを得ない。インフラ整備は国道168号も踏まえ県民の命を守るうえで非常に重要であり、平成23年に発生した紀伊半島大水害では当時開通前であった「十津川道路」を急遽倒して開通させたことにより孤立集落を解消した。このことは「命の道」として非常に有名な事象であり、インフラ整備の効果を示す先行事例である。知事は先行事例を参考とするとの知事答弁もなされていることから、ぜひこれらのことと理解し、事業の検討に生かしていただきたい。

デジタルトランスフォーメーションの略で、企業がデジタル（IT）技術を活用し、それまでの業務やビジネス・モデル、もしくは企業文化を変革すること。

建設業の DX を促進し生産性の向上を図るために、県内の建設業者に対し、DX機器の導入に要する経費について、補助金を交付する事業。

（DX機器：電子小黒板・ドローン・情報共有システム・遠隔臨場・3Dレーザースキャナーなど）

Q 近年建設業においても DX が推進されているが、本制度の令和 4 年度の導入実績等について伺いたい。

回答 A 令和 4 年度は A1 グループを除く土木一式事業者を対象に、11 社に対して計 347 万 2000 円の補助を実施した。令和 5 年度においては、A1 グループの土木一式事業者を除く全事業者に対象を拡大し、さらには対象機器も拡大し現在募集中であり、令和 5 年 6 月 29 日時点で 388 万 7000 円の応募があった。

Q 応募対象業者を拡大されたということだが、本制度を利用されようとしている企業、及び現在対象外とされている A1 グループの企業にも問い合わせしたところ、建設機器の導入コストの関係性から補助率や補助上限額の関係から制度として活用しにくいとの声がある。また、A1 グループを対象外とされているが、対象外とした理由を伺いたい。

回答 A 補助率及び補助上限額については金額の改定等については現在考えていない。また、A1 グループは企業規模等から補助対象外としているが、今後の意見等の状況如何によっては対象とするか検討していく。

Q 令和 6 年度の予算としては（A1 グループも含めた）制度設計の可能性があるということでいいか？

回答 A はい。



※回答（A）：奈良県県土マネジメント部建設業契約管理課長

建設分野においても今後競争力を確保していくためには、様々なデジタル技術の活用が必須であると考える。その先に DX があり、様々な有益性をもたらすと考える。等級に関わらずしっかりと企業をバックアップして、奈良県として全国レベルの技術力を有した企業を育てていくという大きな目標を持っていただきたいと考える。

9月議会に向けて Preparation

6月県議会では山下知事が発表した予算執行査定についての議論が行われ、代表質問や一般質問では予算執行停止事業に関する議論が中心となりました。私自身も建設委員会にて地元五條市に関する奈良県広域防災拠点整備についての質問を行いました。いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震や、大規模災害に備えて県民の命、財産を守る大規模防災拠点施設の整備は早急に進めていかなければなりません。9月議会が始まりますが、予算執行停止事業に関して、まだまだ議論が必要であると感じております。今後も本紙や活動報告を通じて奈良県政を分かりやすくお伝えして行きたいと考えております。ご意見、ご要望お待ちしております。

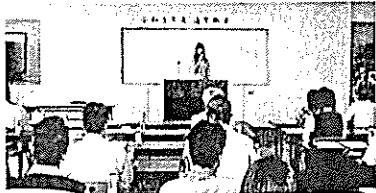


活動記録



各種会議等への出席

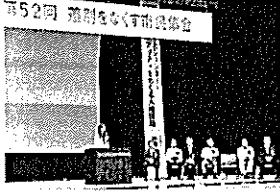
奈良県議会に当選後、様々な会議・イベント等に出席させていただきました。各会議での祝辞等において、さいとう有紀の思いや政策実現にむけた姿勢についてお話をさせていただきました。



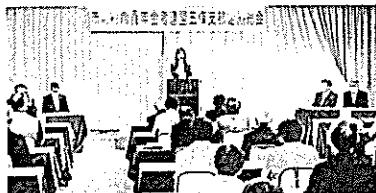
五條建設業協会通常総会



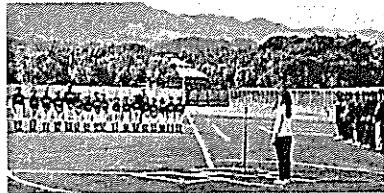
五條市自治連合会定期総会



差別をなくす市民集会



奈良県市町村職員年金者連盟五條支部総会

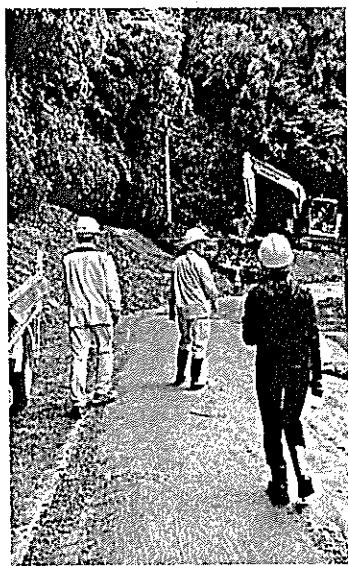
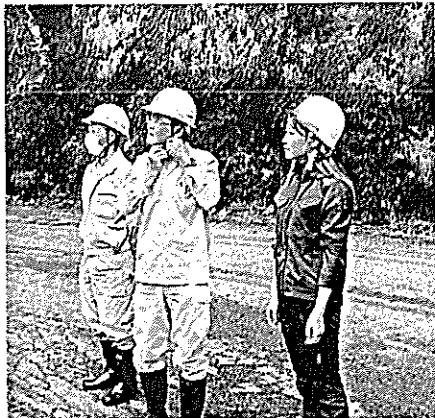
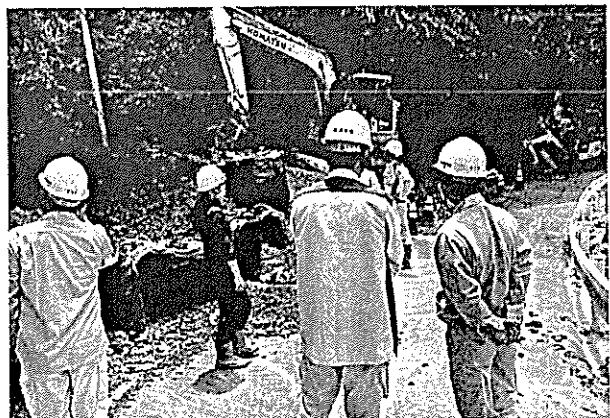


奈良県学童軟式野球大会



災害視察・対応

令和5年6月に発生した台風2号による災害発生に対し、発生翌日に奈良県が管轄する災害発生個所全てを視察し、災害対応の指示及び要望を行いました。



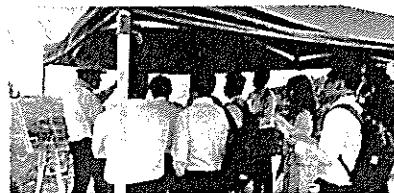
所属会派及び委員会等における様々な活動



市町村長との意見交換会・事業説明



建設委員会における県内調査



地域の防災訓練に参加



大規模広域防災拠点整備事業計画地の視察

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和5年11月17日（金）他			
表題と発行部数	「活動報告 vol.2023 AUTUMN」10,000部発行			
対象者	五條市内			
配布方法	新聞折込8,350部 個別郵送1,389部 ポスティング258部			
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く97.8%を充当する			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●9月定例会における質疑及び要望（決算審査特別委員会、建設委員会、総合防災対策特別委員会） ●所属会派及び委員会等における様々な活動 ●12月議会に向けて 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	制作・印刷費	Graphic Planning	195,800円	デザイン@12,000×4面 印刷@13×10,000部×1.1 79
	新聞折込費	（株）朝日オリ コミ大阪	42,251円	@4.5×8,350部 送料835円×1.1 57
	郵送費	五條郵便局	102,442円	@84×95通 @73×1,294通 59
	※すべて97.8%充当 合計 340,493×97.8%=333,001円			
備考	添付資料：活動報告 vol.2023 AUTUMN			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員

さいとう有紀



五條新町通り
(重要伝統的建造物群保存地区)

こんにちは、さいとう有紀です

暑い夏が過ぎ、紅葉が美しく彩り果実が実る豊かさを感じる季節となりました。

しかしながら残暑が10月まで続き、秋の美しい風景を体感できる期間が短くなっていますように思います。

日々刻々と変わりゆく時代において、少しでも県民の皆様のお役にたてますよう、奈良県議会においてしっかりと議論・活動を行ってまいりますので、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

9月議会、論戦ヒートアップ!!

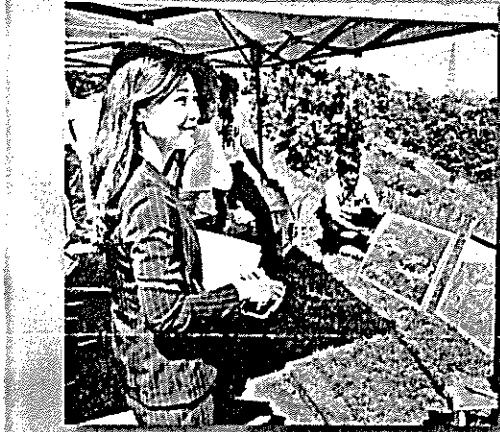
奈良県議会では9月12日から10月20日までの期間で定例会が行われました。定例会とは本会議、常任委員会、特別委員会によるものを示します。

本定例会において知事を筆頭とした理事者側と各議員との間で様々な議論が活発に行われました。

さいとう有紀は各委員会において大項目として14項目の質疑を行い、知事に対しては大規模広域防災拠点整備について要望を行いました。

県民の皆様の未来がより良いものになりますよう、施策の検討及び実現にむけて活動してまいります。

YUKI
SAITO
I never give up on the future
and Goto City
活動報告 vol.2023 AUTUMN



大規模広域防災拠点整備事業
予定地視察状況

1984年6月15日生まれ

【学歴】

智陽学園高等学校卒業

東都女子大学文学部国文学科卒業

五條市議会議員

【家族】

夫・息子2人

【公職】

自由民主党・岐所區の会

内閣若手議員の会・所員



“SNSでも想いを発信”



さいとう有紀

QR

第2回県政報告

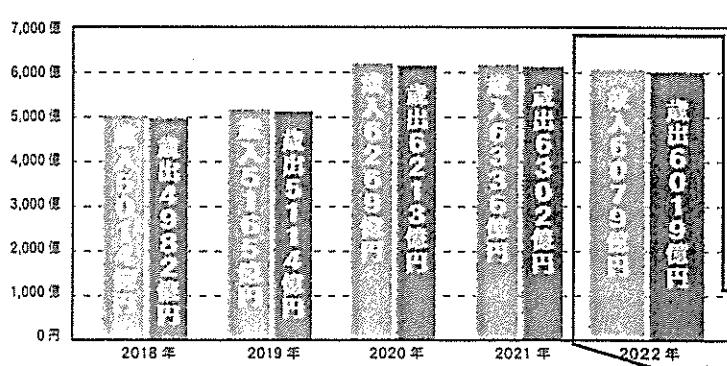
さいとう有紀が行った9月定例会における質疑一覧

- 奈良県内における産業の成長戦略に基づく人材確保、企業誘致の推進について
- スポーツ人材マネジメント育成事業について
- 就学前における運動・スポーツを通じたはぐくみ推進事業について
- 奈良こども食堂サポート事業について
- 医療的ケア児等支援推進事業について
- 奈良県内における小中高校における児童生徒のいじめ認知、不登校に関する2023年度の調査結果について
- 奈良県大規模広域防災拠点整備について

1. 大規模広域防災拠点整備について知事への要望

- 道の駅「クロスウェイなかまち」にかかる工事の入札中止について
- 国道168号及び県道20号の整備状況及び今後の計画について
- 道路沿いの草刈り業務について
- 無電柱化について

- 奈良県災害時緊急連絡員（リエゾン）の体制について
- 奈良県防災重点農業用ため池に係る工事等推進計画について
- 災害発生時における医療的ケア児への対応について

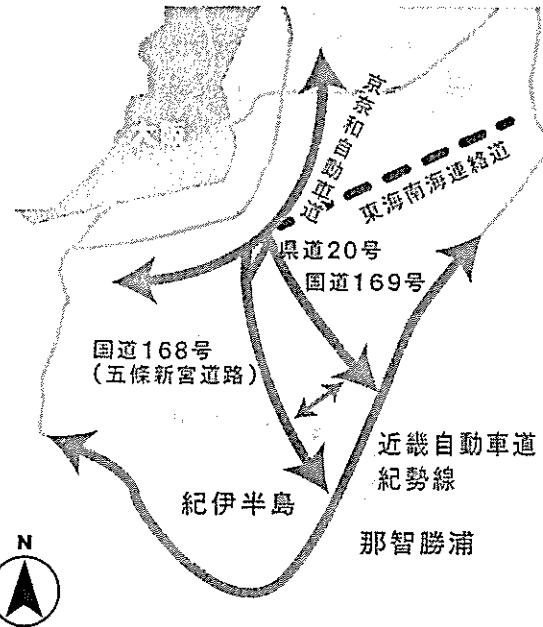


区分	2022年度	2021年度	増減額	増減率
最終予算額 A	713,528	748,797	△35,269	△4.7%
歳入決算額 B	607,892	633,604	△25,712	△4.1%
歳出決算額 C	601,899	630,177	△28,277	△4.5%
收支差引額 (B-C) D	5,993	3,427	2,566	74.9%
翌年度繰越額 E	55,643	75,317	△19,674	△26.1%
うち繰越財源 F	3,187	2,078	1,110	53.4%
実質収支 (D-E) G	2,806	1,350	1,456	107.9%

前年度比約 8% 増の 28 億円黒字

2022年度の県の決算報告では、一般会計実質収支が28億円（前年度比プラス15億円）もの黒字とされ、様々な施策が実を結んできたことを表されたものだと感じました。2023年度からは山下県政となり、奈良県の財政は大きな変化が生まれるかも知れません。

過去から積み重ねられた実績を山下県政でさらに加速させていくためには“身を切るだけではなく”しっかりと県内に対し投資を行い、産業を成長させていく必要があると思います。



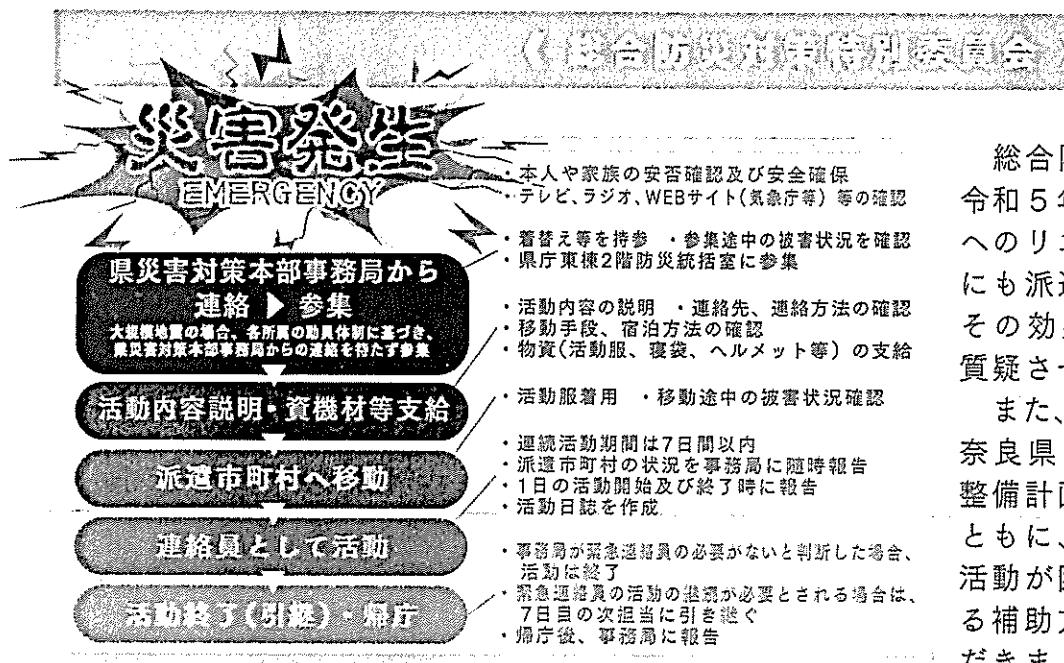
紀伊半島アンカールート

建設委員会では、国道168号及び県道20号の事業計画を伺い、両事業を加速させるべく予算要望を積極的に行いました。また、雑草が繁茂している道路が非常に多いことから、草刈り業務についてデジタル技術やAIを活用した合理的な管理方法について提案するとともに、草刈り予算を増やすよう要望いたしました。

さらに、現在奈良県内で推進されている無電柱化についても景観性だけでなく、安全性の観点から積極的な推進を行っていただくよう要望致しました。

Question! 「紀伊半島アンカールート」とは?

- A.近畿自動車道紀勢線と、京奈和自動車道、および三重県松阪市と五條市を結ぶ構想路線の東海南海連絡道、国道168号(五條新宮道路)、国道169号の各路線を結ぶと、アンカー(船の錨-いかり-)の形に似ていることから付いた呼称。



12月議会に向けて Resolution

五條市選出の議員として、大規模広域防災拠点整備事業については避けては通れない議題ですが、以前までの計画を見直すという中で、単純な縮小案は誰でも考えることができると思います。

しかしながら、「最小の経費で最大の効果を目指す」という原則の「最大の効果」を得るために、緊防債という県の負担を最大限抑制できる予算を活用し、前県政では取り入れられていない「平時ににおける効果、いわゆる収益」を組み込まれた計画を立案・実行する県政、山下知事には是非お願いしたいと思います。

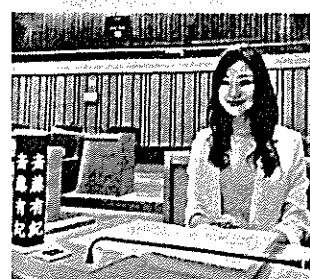
実現できれば、大規模広域防災拠点整備事業は県民の命を救うだけでなく、南部振興や収益による様々な施策の予算化が可能になると思います。

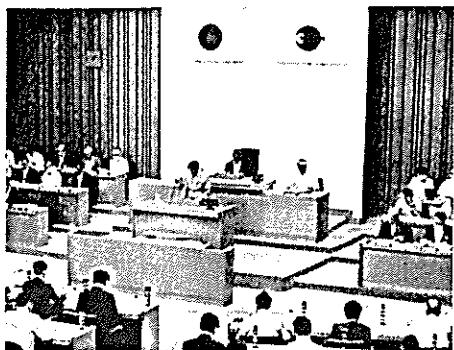
12月議会では、議場にて一般質問をさせていただく予定です。

山下知事と建設的な議論を交わしたいと思います。今後も本紙や活動報告を通じて奈良県政をわかりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。ご意見、ご要望お待ちしております。

総合防災対策特別委員会では、令和5年8月に実施された市町村へのリエゾン派遣の実例(五條市にも派遣されました!)を踏まえ、その効果や今後の展開について質疑させていただきました。

また、防災に関する事項として、奈良県防災重点農業用ため池の整備計画や実施状況を質問とともに、災害発生時には自律的な活動が困難な医療的ケア児に対する補助方法などを質問させていただきました。





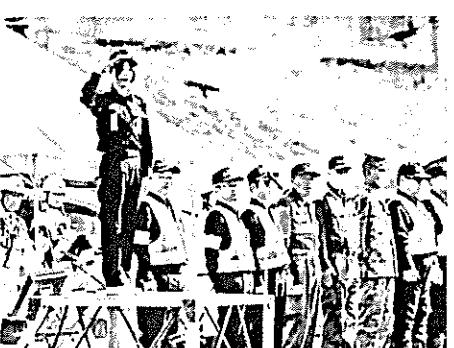
9月定例会 本会議



決算審査特別委員会質疑
(詳しくは動画でもご覧いただけます)



建設委員会質疑
(詳しくは動画でもご覧いただけます)



防災訓練参加
(奈良県・五條市)

9月定例会の本会議では一般会計補正予算（約58億円）について審議が行われ、6月上旬の豪雨等で発生した災害対応や物価・エネルギー高騰対策、県庁での働き方改革の推進等に関する予算が計上され、いずれも全会一致で可決されました。

【令和5年9月一般会計補正予算の内訳】

- ・災害への対応：約45.5億円
- ・物価・エネルギー価格高騰対策：約3.2億円
- ・県庁の働き方・職場環境の改革の推進：約0.5億円
- ・その他：約8.6億円



詳しくはこちらを
ご覧ください。



奈良県大規模広域防災拠点整備について



大規模広域防災拠点整備について知事への要望



奈良県内における産業の成長戦略に基づく人材確保、企業誘致の推進について



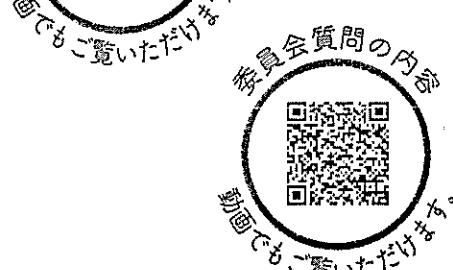
医療的ケア児等支援推進事業について



・スポーツ人材マネジメント育成事業について
・就学前における運動・スポーツを通じたはぐくみ推進事業について
・奈良こども食堂サポート事業について



委員会質問の内容



総合防災対策特別委員会質疑
(詳しくは動画でもご覧いただけます)



令和5年10月14日に五條市総合防災訓練、令和5年10月22日に奈良県防災総合訓練に奈良県議会総合防災対策特別委員として参加いたしました。



総合防災対策特別委員として、田原本町社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設、建設委員として一般道の通行規制時におけるAIを用いた車両誘導システムの現場視察を行い、活用による有用性について教示していただきました。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和6年2月2日（金）他			
表題と発行部数	「活動報告 vol.2023 WINTER」10,000部発行			
対象者	五條市内			
配布方法	新聞折込8,300部 個別郵送1,407部 ポスティング293部			
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く90.3%を充当する			
内容	<p>●12月定例会一般質問における質疑及び要望（広域防災拠点事業、子育てと就労支援、県内の高校振興）</p> <p>●当選後からの活動記録●広域防災拠点整備事業の大幅な見直しによる今後の活動方針</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	制作・印刷費	Graphic Planning	195,800円	テザイン@12,000×4面 印刷@13×10,000部×1.1
	新聞折込費	朝日オリ コミ大阪	41,998円	@4.5×8,300部 送料830円×1.1
	郵送費	五條郵便局	103,921円	@84×110通 @73×1,297通
※すべて90.3%充当		合計 341,719×90.3% = 308,571円		
備考	添付資料：活動報告 vol.2023 WINTER			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 さいとう有紀

ゆき

YUKI
SAITO



新春を迎える

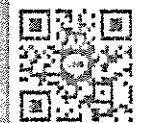
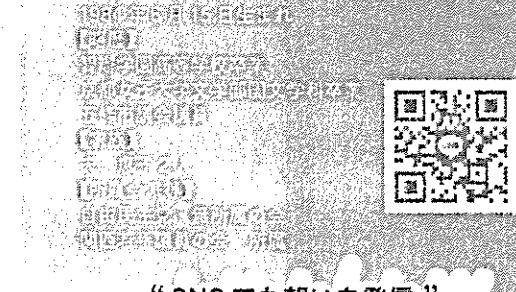
謹んで新春をお祝い申し上げます。また、新年早々に発生した能登半島地震及び羽田空港航空機事故に対し、心よりお見舞い申し上げます。被災された方々の一日も早いご再建をお祈りいたします。

奈良県議会議員就任後初の登壇！

昨年は奈良県議会議員に当選させていただき、大変充実した1年となりました。新しく迎えた本年も、様々な課題に対し解決案を得られるよう歩みを積み重ねながら、少しでも皆様のお役に立てますよう精進してまいります。さて、昨年の12月定例県議会の本会議において、県議会議員就任後初の一般質問での登壇をさせていただきました。また、本定例会では「ならの道リフレッシュプロジェクト」が発表されましたが、さいとう有紀が要望してまいりました草刈り業務における予算増額、デジタル技術による合理化といった内容（令和5年9月さいとう有紀NEWSにおいても記載）を全て採用していただきました。県民の皆様の様々な要望をしっかりと県議会を通じて県政に訴えていき、より良い奈良県、より良い五條市を皆様と作り上げていけますよう、今後も活動してまいります。



奈良県庁前



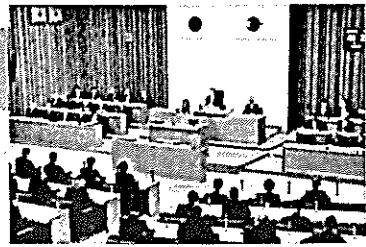
“SNSでも想いを発信”



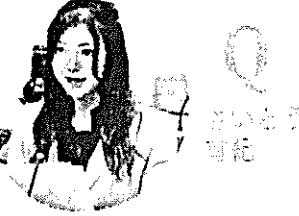
さいとう有紀



第3回県政報告

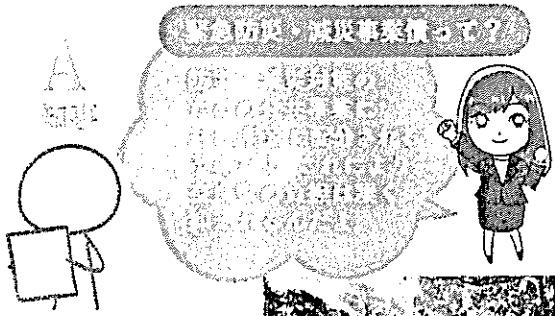


Q 県知事は既存の広域防災拠点について、



- ①南海トラフ地震等の被害想定を踏まえたうえで必要とされる防災機能を既存の9箇所の広域防災拠点で十分に果たせるのか？五條市の広域防災拠点整備も含め、現在の検討状況と今後の進め方について伺いたい。
②既存の防災拠点を知事は視察されたのか伺いたい。

- ①広域防災拠点の機能及びあり方について検討しており、既に買収した五條市のゴルフ場の用地については緊急防災・減災事業債※を活用していることなども踏まながら、引き続き防災目的を含む防災土地利用を検討する。
②既存の9箇所の広域防災拠点については、すべて視察したわけではない。(知事答弁抜粋)



全ての箇所に行かれていないとのことだが、実際に現場を見れば（様々な計画の）信憑性も変わってくるのではないか。奈良県民の生命と財産を守ることは、奈良県の責務であり、総合防災対策特別委員会にて広域防災拠点を視察した際、どの箇所も課題（空路・陸路の課題、浸水想定区域であることなど）が目立つ結果であるように感じたことから、買収したゴルフ場の土地を県の中心的な広域防災拠点として整備する必要があると考えるが、知事の考えを伺いたい。



総合防災対策特別委員会
旧プレディアゴルフ場視察



総合防災対策特別委員会
既存の広域防災拠点を視察

一つ中核となるような防災拠点を設ける必要性はある。ゴルフ場の土地利用についてはかかるべきタイミングで発表する。

(知事答弁抜粋)



知事



Q 知事就任から8か月が経過している中で、来年度の予算や組織を決める時期だが、いつ頃結論を出していただけるのか、再度伺う。

ご心配いただいている向きも十分理解できるので、できる限り早期にと考えている。

(知事答弁抜粋)



知事

Q 県知事は既存の広域防災拠点の大枠を直面の発表に伴う今後の活動方針について

令和6年1月24日の知事記者会見において、知事は広域防災拠点整備事業の今後の方針として、次のとおり示されました。

- ①五條市の防災拠点用として購入した県有地には1haの防災ヘリポート、数haのスペース規模となる防災倉庫を設置
- ②旧ゴルフ場のOBゾーンを除くスペース（フェアウェイ及びラフ）の箇所に25ha以上の太陽光パネルを設置
- ③京奈和自動車道から本県有地までのアクセス道路は計画しない
- ④①は令和6年度に計画、令和7年度工事着手、令和8年度完成くらいを予定 ②は令和6年度に計画、令和7年度に民間事業者の選定（ただ1. 早ければ令和6年度に選定）、その後環境アセスメント（環境影響評価）を2~4年程度で実施し、その後工事着手

女性と就労の支援について



奈良県の女性の就業率は全国最下位。本県の女性の就労促進を図るためにには、家事・育児と仕事を両立できる職場環境づくりが重要と考えるが、今後どのように取り組んでいかれるのか？

男女とも仕事と子育てを両立することができるよう、県内企業に対して、奈良労働局と連携し、働きやすい職場環境づくりのための業務改善支援を来年度に向け検討中。（知事答弁抜粋） 知事



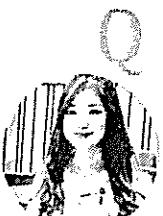
月齢の低い子どもを預ける際、保育料という支出が発生し、経済的課題も多い。また、受け入れ側の体制として、保育士の待遇改善など様々な観点からの支援が必要であると考える。性別にかかわらず、育児をしながらも希望通りに働き続けることのできる社会を作るため、今後どのように保育環境を整えていくのか？

取り組み案の1つとして市町村が行う保育士の待遇改善の取り組みへの支援を掲げており、市町村と連携して、県として取り組むべき課題への検討を進める。（知事答弁抜粋）

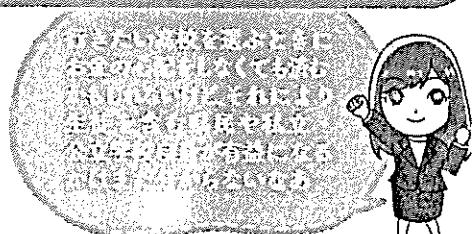
A
知事

県内の高校問題について

私立高校が無償化になると何がどうなるか、それって本当に大丈夫？



知事は私立高校等の授業料無償化について令和6年度から支援額を大幅に拡充する制度を発表されたが、本制度は保護者の方々にとって大きな支援であり、制度拡充については評価をさせていただく一方、大きな財源が必要となることから、教育現場の運営に負の影響を与えないよう、今後どのように安定的に継続し、私立高校の振興を図っていくのか？



私立高校等への経常費補助金については、これまでから特定財源である国庫補助金と地方交付税措置の毎年の動向を踏まえて予算を措置してきた。今後もその方向性を維持したいと考えている。これを今般の高校授業料無償化の財源とすることは考えていません。

A
知事



（私立高校等授業料無償化の）制度拡充が公立・私立を問わず、奈良県に住むすべての子どもたちにとって良い制度となってほしいと考えております。公立高校への志願者が多い中、公立高校の環境を守ることは県の責務。今後公立高校をより魅力あるものにするため、県は今後どのように取り組んでいくのか？

私立・公立高校が互いに特色や独自性を出しながら切磋琢磨し、奈良県全体の教育水準を高めることが大切。特に県立高校については地域の実情を十分に考慮しながら、生徒の多様なニーズに応える学校づくりを目指している。（教育長答弁抜粋）

A
教育長

12月定例会における建設委員会での質疑はこちら

- ・県土マネジメント部職員の確保について
- ・工事書類の削減及び職員のメンタルヘルスケア対策について
- ・ならの道リフレッシュプロジェクトにおける南部道路への対応について



この発表を受け、斎藤有紀は五條市長はじめ関係機関とともに24日夜に県有地がある五條市阪合部地区の連合自治会長をはじめとした、地区の皆様とお話をさせていただきました。

知事が発表された方針は到底納得できるものではなく、地元住民の皆様の意見としては「断固反対」「当初の計画どおり大規模防災拠点を推進してほしいし、しなければならない」「このようなことは断じて許されない」という強い意志を共通してお話をされていました。私自身も全くもって同様の考えです。今後は定例会のみならず、あらゆる場で知事発表案の全面撤回を

阪合部地区の皆様との意見交換
(令和6年11月24日19時半
阪合部文化会館にて)



当選後からの活動記録



奈良県議会に当選後、9か月が経過いたしました。
その間、議会や視察をはじめ、
様々なイベントに
参加させていただきました。



6月建設委員会



当選同期の仲間



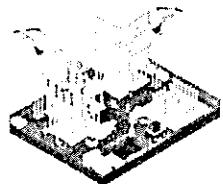
9月決算委員会



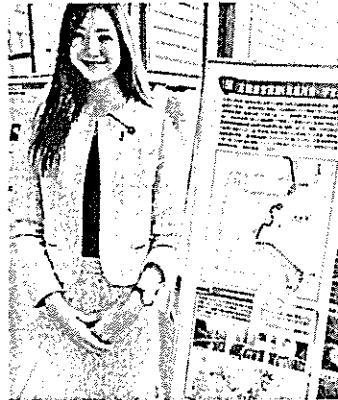
総合防災対策特別委員会



12月議会



議会活動



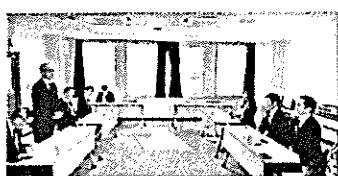
奈良県の道路と都市公園整備の充実を求める合同県民大会



建設委員会県外視察
@熊本県防災センター



医療会・看護連盟・歯科医師会・建設支部との意見交換



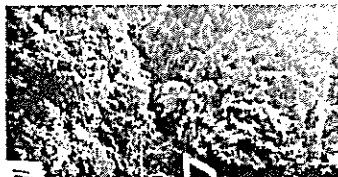
研修会



田原本町社協駕駒車場他
雨水貯水施設の視察



農耕機予算を利用し建設
されたSAGAアリーナ視察



災害現場対応を実施



自由民主党政務調査会研修会

各種イベントへの参加



大塔町赤谷地区
現場視察



五條市重伝建選定10周年記念式典



五條市選式



奈良県議会南部振興
議員連盟懇親会



地域の皆様との防災訓練



奈良県消防大会記念式典



五條市消防団
年末感謝運動会



グランド
ゴルフ大会



令和6年五條市開拓出初式



五條市文化祭開会式典



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和6年3月3日（日）			
表題と発行部数	奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NEWS vol.1			
対象者	五條市内			
配布方法	新聞折込 8,300 部 ポスティング 200 部			
発行目的	会派の政策を示し、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	奈良県議会 自由民主党・無所属の会の政策に関する内容が 100% を占めるため、按分率 100% とする。			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度予算執行査定について ● 奈良県防災体制について ● 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設について ● 大和平野中央田園都市構想について 			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込費	朝日オリ コミ大阪	28,303 円	@3×8,300 部 送料 830 円×1.1
※ すべて 100% 充當 合計 28,303 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NEWS vol.1			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会
〒630-8501奈良市北大路町130 奈良県議会議事堂
TEL:0742-27-8962

米田
忠則

よねただたり

大和高田市

粒谷
友示

つぶたにともし

生駒市

田中
惟允

宇陀市・宇陀郡

荻田
義雄

橿原市・山辺郡

岩田
国夫

いわたくにお

池田
真久

生駒市

西川
均

こしからひとし

橿原市

乾
浩之

いぬいひろゆき

橿原市・城東郡

足田
進一

生駒市・山辺郡

若林
かずみ

橿原市

永田
恒

橿原市

川口

かわぐちしん

橿原市

小村
尚己

こむらなおき

生駒市

浦西
敦史

うらにしあつし

生駒市

川口
延良

かわぐちのぶよし

天理市

伊藤
将七

いとうまさ

奈良市・山辺

昨年4月の地方統一選挙を経て

奈良県議会の構成も大きく変わり

我々22人は自由民主党・無所属の会を結成いたしました

知事に迎合することなく、是々非々の姿勢で対峙できる会派として

奈良県政の発展に向けて県民目線で、より良い政策を提案してまいります

令和5年度予算執行査定について

山下知事は就任直後の令和5年6月12日、今年度の予算のうち大規模広域防災拠点の整備などを含む29の事業について、全部または一部の執行を取りやめることを発表しました。このことにより将来的に4,730億円を削減できる見通しのことです。

執行を中止した各事業は本当に必要ないものなのでしょうか。どのような根拠により中止の判断に至ったのでしょうか。事業を実施しないことによりどのような問題が残されるのでしょうか。また、その問題への対応をどのように行うのでしょうか。中止により奈良県の財政負担はいくら軽減され、他事業に当てることができるのでしょうか。(例えば、今年度削減分の73.5億円のうち奈良県負担額は35.7億円です。また、大規模広域防災拠点については国が

事業費の7割を負担することとなります。)

このような疑問に対する答えがないままに事業の中止を受入れることはできません。

執行を取りやめるとされた各事業は、いずれも選挙前の3月に議会の審議を経て予算執行が認められたものばかりです。選挙を経て知事が代わり、政策の方針が変わったからと、議会の審査を経ずに簡単に予算執行を停止してしまって良いのでしょうか。

本来ならば減額補正予算を議会に諮り、議会の熟議を経て判断するべきではないでしょうか。

このような考え方のもと、我々は6月以降の定例議会に臨んでまいりました。

今後とも我々の取組みも含め、奈良県政の動きを注視して頂きますようよろしくお願ひいたします。

奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

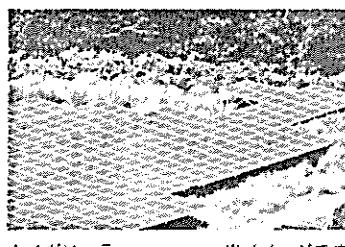
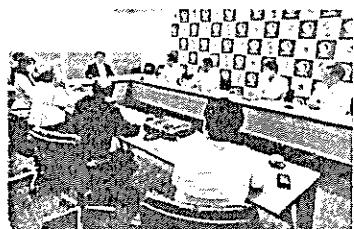
国が平成 26 年 3 月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCU を有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は 9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なものか疑問があります。

1月1日に起きた能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直すとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつブラッシュアップするよう求めてまいります。

1月 24 日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地観察を行いました。



▲メガソーラー

※イメージです

下北山スポーツ公園

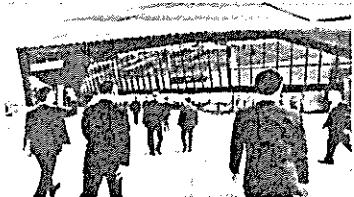
鶴の鳴

国民スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

令和 13 年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されていましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。

しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかくさ国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待されるところです。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和 13 年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和 6 年第 1 回国民スポーツ大会で使用される SAGA アリーナ(神奈川県)の視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想における取得済みの事業用地はどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地観察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の 3 町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取り入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3 町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が代わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。

今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の想いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和5年8月24日			
表題	さいとう有紀公式サイト			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 50%（後援会・政党支部へのリンク）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●政策の紹介 ●議会活動報告 ●意見・要望募集 			
ホームページ制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	HP 管理費	First Step	7,328 円	保守費用 24
	※ 50%充当 合計 $7,328 \times 50\% = 3,664$ 円			
備考	ホームページアドレス： https://saito-yuki.com/ 添付資料 WEB サイト保守契約書			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

WEB サイト保守契約書

さいとう有紀事務所（以下「委託者」という）と千北慎也（以下「受託者」という）とは、本契約第1条第1項に定める WEB サイトを受託者が保守管理することその他合意した業務（以下「保守業務等」という）に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（適用範囲）

1 本契約の対象となる「WEB サイト」とは、次に定めるアドレス上のものとする。

<https://saito-yuki.com/>

2 WEB サイトに関するドメインおよびサーバーの維持のための第三者との手続きについては、受託者の責任と負担で行うものとする。

第2条（業務内容・対応時間）

1 本契約において、受託者が委託者に対して提供する保守業務等は次の通りとする。

（1）サーバーの管理

WEB サイトを構成するコンテンツ、プログラムおよびデータベースを格納したサーバー（仮想マシンを含む）の障害・不具合・トラブルの原因調査を行なうこと。

（2）CMS バージョン管理

委託者が WEB サイトのために既に導入しているコンテンツマネジメントシステム（CMS）のバージョン変更があった場合に当該バージョンのダウンロード作業を行なうこと。但し、WEB サイトに適合させるための CMS プログラムを変更することは除くものとする。

（3）CMS の利用に関する相談

委託者からの CMS の操作もしくは運用方法、または技術的な問い合わせへの対応を行なうこと。

（4）WEB サイト運営上の問題や要望に関する相談

WEB サイトを運営するに際して委託者が抱いた問題点や要望事項を受託者が聞き取り、改善提案を行なうこと。但し、保守業務等に含まれない改善提案の実行は除くものとする。

（5）WEB サイトの更新・修正

本契約締結時点で公衆送信済みのコンテンツ（以下「既存コンテンツ」という）につき、委託者の依頼に基づき、既存コンテンツの更新・修正を行うこと、および既存コンテンツデータを公衆送信用サーバーへの転送（アップロード）作業を行うこと。

第3条（契約期間）

本契約の有効期間は令和5年1月1日から令和5年12月31日までとする。但し、本契約終了の30日前までに書面による異議を申し出なかった場合、本契約は同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（報酬）

1 委託者が受託者に支払う、本契約第2条第1項に定める業務に対する1年当たりの報酬は、1万円（消費税別）とする。なお、報酬額に、保守業務等を遂行することに付随して第三者に対して支払う必要のある実費（サーバーの設定維持費用、ドメイン更新・維持費用、SSL証明書発行等に要する費用など）を含むものとする。

2 本契約第2条第1項に定める業務内容を超過する場合、または本契約第2条第1項に含まれない業務については、別途協議し報酬額を定めるものとする。

3 委託者は、前2項に定める報酬につき、本契約の有効期間満了日締め翌月末日までに受託者の指定する口座に振込んで支払うものとする。なお、報酬の支払に必要な振込手数料は、委託者の負担とする。

第5条（保守業務等に含まれない業務）

1 委託者および受託者は、次に定める業務および本契約第2条第1項に定めていない業務が本契約の対象外であることを確認する。なお、本契約の対象外となっている業務について、委託者が受託者に対して依頼を行う場合、別途協議し合意の上、契約を締結するものとする。

- ・WEBサイト（当該WEBサイトを構成するプログラムおよびシステムを含む。以下、本条では同じ）以外の改修および保守
- ・WEBサイトに関連しない問い合わせ
- ・インフラ関連開発（クラウド環境上でのVPN構成等のネットワーク関連作業、サーバー環境構築など）
- ・インフラ関連保守（データやデータベースのバックアップ作業、サーバー障害・復旧対応、サーバー監視業務）
- ・WEBサイト運用における定常的な監視
- ・稼働環境や閲覧環境（OSのバージョンアップやブラウザのバージョンアップ）の変化・変更による不具合の調査および修正
- ・WEBサイトに対する新規システムの導入または外部システムとの連携
- ・外部サービス（CMS業者など）への問合せ対応
- ・サーバーログ解析作業
- ・WEB広告の運用
- ・WEBサイトの翻訳（日本語を外国語に翻訳すること、外国語を日本語に翻訳する

ことの両方を含む)

第6条（納品および公開）

- 1 受託者は、既存コンテンツの更新・修正業務の終了後、完成したコンテンツを公開し、その旨委託者に通知する。
- 2 委託者から受託者に対して修正の要求がある場合は、文書（電子メールを含む）にてこれを受託者に通知するものとする。受託者は、当該文書を受領後速やかに修正の作業を行う。その後の取扱いは、前項に準ずるものとする。

第7条（瑕疵担保責任）

- 1 前条に定める検査では発見することが困難であった仕様との不一致（以下「瑕疵」）が納品完了後に発見された場合、双方協議の上対応方法を検討する。

第8条（禁止行為）

委託者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- ①サーバーに著しく負荷を掛けるようなコンテンツの掲載
- ②サーバー経由でのスパムメール、迷惑メールの送信
- ③第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、肖像権等の権利を侵害するコンテンツの掲載あるいは法令に違反するコンテンツの掲載
- ④誹謗中傷、営業妨害、名誉毀損等に該当するコンテンツの掲載

第9条（免責）

受託者は、次の各号につき、一切の責任を負わないものとすることに委託者は合意する。

- ①委託者の故意・過失による画像、動画、イラストまたはコンテンツの毀損
- ②テスト環境を含むサーバーに対するメンテナンス等の理由により、一時的に閲覧できない状態になること
- ③電気通信網の遮断その他不具合による情報授受が不可能または不完全となること
- ④CMSサービス提供会社によるサービス内容の変更・廃止に伴うWEBサイトへの悪影響
- ⑤第三者が権利を有するシステムまたはサービス内容の廃止・変更に伴うWEBサイトへの悪影響
- ⑥受託者が委託者に対して行った改善提案による絶対的な効果保証
- ⑦WEBサイトに対して来る閲覧者からのクレーム
- ⑧委託者が受託者に提供した情報に基づき制作したコンテンツ公開による、第三者から訴えの提起

第10条（解除）

委託者および受託者は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

- ①差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続および民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申し立てをしたときまたは第三者からこれらの申立てがなされたとき
- ②資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- ③公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第11条（契約の終了）

委託者および受託者は、契約期間の満了または解除により本契約が終了したとき、速やかに債権債務を清算しなければならない。

第12条（損害賠償）

委託者および受託者は、本契約に違反して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとする。但し、受託者の賠償額は、委託者が受託者に支払った報酬額を上限とする。

第13条（再委託）

受託者は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとする。なお、受託者は当該第三者に対し、選任監督義務を負うものとする。

第14条（不可抗力）

本契約の履行がストライキ・ロックアウト等の労働争議・暴動・火災・天災・公衆回線等通信回線の不通・異常・故障等・行政機関の措置・その他の合理的支配を超えた原因によって不可能となりもしくは遅延した場合、委託者および受託者は、相手方に対し損害賠償その他の責めに任じないものとする。

第15条（権利の譲渡および質入）

委託者および受託者は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第16条（誠実協議）

本契約に定めのない事項または疑惑を生じた事項については、当事者誠意をもって協議のうえその解決に努めるものとする。

第17条（合意管轄裁判所）

本契約に関する委託者受託者間の紛争については、受託者の所在地を管轄する地方または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者および受託者が署名（記名）の上、各1通を保有する。

2023年1月1日

委託者：奈良県五條市住川町220-1 ヒルトップSUGAWA A号室

さいとう有紀事務所

受託者：奈良県北葛城郡広陵町三吉478-1

First Step

代表 千北慎也



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和6年2月29日（木） 他			
表題	さいとう有紀公式サイト			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 50%（後援会・政党支部へのリンク）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●政策の紹介 ●議会活動報告 ●意見・要望募集 			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	サーバー・ドメイン費用	[REDACTED]	2,748 円	サーバー・ドメイン料 (R6.1～R6.3月分) 96
	WEBサイト管理業務費用	[REDACTED]	16,500 円	WEBサイト管理業務費用 96
	WEBサイト管理業務費用	[REDACTED]	16,500 円	WEBサイト管理業務費用 106
	WEBサイト管理業務費用	[REDACTED]	16,500 円	WEBサイト管理業務費用 115
	※ 50%充当 合計 $52,248 \times 50\% = 26,124$ 円			
備考	ホームページアドレス : https://saito-yuki.com/ 添付資料 WEBサイト管理業務委託契約書			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

WEBサイト管理業務委託契約書

さいとう有紀事務所（以下、「甲」とする）と [] （以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対するWEBサイト管理業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

- 一. 甲は乙に対して、以下に定める業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。
 - ①甲が指定する記事の作成及びWEBサイト上の公開
 - ②甲が指定するページの作成
 - ③その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二. 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条（善管注意義務）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一. 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として16,500円（税込）支払うものとする。
- 二. 甲はサーバー・ドメイン料を乙に対し11,000円（税込）支払うものとする。（年1回）
- 三. 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に毎月末に振込、または現金にて支払う。第二項のサーバー・ドメイン料を甲は乙が指定する金融機関の口座に契約月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一. 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二. 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条（秘密保持）

- 一. 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報を秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三. 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）

- 一. 甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二. 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二. 反社会的勢力に自己の名義を利用して、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三. この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年 / 月 / 日

甲（委託者）

住所 奈良県五條市住ツ町220-1 ヒルトップSUGAWA A号室
氏名 さとう有紀 事務所 斎藤 有紀

乙（受託者）

住所
氏名

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名

斎藤 有紀

年 月 日	令和5年8月24日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費（2023年度会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報を収集し、政務活動に役立てるため			
按分率の説明	按分率100%（総会及び研修会費が全体を占めるため）			
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざす。</p>			
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 年4回の定例会議（総会及び研修等を兼ねる） 7/14：2023年度第1回定例会議開催</p> <p>◆参加者の状況 県議会議員・市議会議員・町議会議員・村議会議員・議員経験者 ◎本県の人権問題を把握し、情報を得ることで議員政務活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2023年度会費 R5.5月～R6.3月充当	27,500	総会及び研修会	25
	合計 27,500 円			
備考	添付資料：規約・機関誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議會議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を隨時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

2023年8月7日

奈良県議会議員

斎藤 有紀 様

奈良ヒューライツ議員団

幹事長 田川 雅人

奈良ヒューライツ議員団 2023年度会費について（お願い）

謹啓 奈良ヒューライツ議員団加盟議員の皆様におかれましては、平素より各自治体で部落問題をはじめ人権諸問題の解決にむけて取り組まれていることに敬意を表します。

さて、さる7月14日に第1回定例会議を開催し、岩田国夫新議長のもと新しい体制で2023年度活動をスタートしていくことになりました。

つきましては、当議員団は加盟議員の方々からの会費で運営しておりますので、2023年度会費のご負担をお願いしたく存じます。

何卒、ご理解の上、1ヶ月以内に納入を、宜しくお願い申し上げます。

謹白

《記》

御負担金：金30,000円也

但し、2023年度会費として

〈振込先〉

南都銀行

〈口座番号〉

〈名義人〉

奈良ヒューライツ議員団会議

※ お振り込みの際、振込人名はお名前からの記帳をお願いします。

※ 振込手数料は、ご負担願います。

※ 議員団議長が交代しましたが、会費負担依頼の手続きを優先するため、今般の2023年度会費の振込先の名義人については、[REDACTED] の名前で手続きをお願いします。

【お問い合わせ、連絡先】奈良ヒューライツ議員団（担当事務局=[REDACTED]

奈良市大安寺1-23-1 奈良県人権センター2階 部落解放同盟奈良県連合会内

電話 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640

電子メール bllnara_s@yahoo.co.jp (全て英小文字) 以上

ヒューライツエキスプレス

奈良ヒューライツ議員団

2023 Summer, vol.63

奈良ヒューライツ議員団機関紙
〒630-8133 奈良市大安寺1-23-1
奈良県人権センター2階
TEL 0742-64-1631
FAX 0742-64-1640
E-mail:b11nara_s@yahoo.co.jp
発行責任者 田川 雅人

2023年度
第1回定例会議

新議長に岩田県議会議長選出

奈良ヒューライツ議員団は7月14日、橿原神宮養正殿で4月の統一地方選挙後の最初の定例会議を開き、30人が出席。川口正志議長と和田恵治監事の県議会議員勇退を受けて、新議長に岩田国夫県議会議長を選出した。監事には県議会の中川崇議員と川口信議員が就任した。

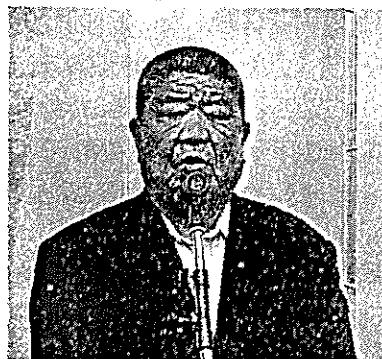
開会にあたり、川口議員団議長は、統一地方選挙の当選者に祝辞を述べたあと、取り組むべき人権課題は多岐にわたり、特に格差社会の中に差別・人権課題があると、議員団活動の基本的な事項を説明し、人権文化を主軸として思想信条を超えた超党派の議員集団に、同僚・友好議員に参画を呼びかけてほしい、とあいさつした。

新議長に選出された岩田国夫県議会議長は、「川口前議長の後任として選出していただいた事に感謝したい。結成当初からの目標である人権確立社会の実現に向かって皆さんの連帯・協力をお願いしたい」と呼びかけた。

部落解放同盟奈良県連合会から伊藤満委員長と坂本憲秀書記長が出席し、伊藤委員長が「党派を超えた議員集団が、人権課題に取り組むことは非常に有意義であり、ぜひ、奈良県の人権政策の推進にむけて、ヒューライツ議員団に結集する皆さんのご尽力をお願いしたい」と連帯の言葉を



4月の統一地方選挙を終えて、新体制での活動を確認した(橿原神宮養正殿)



新議長に就任した岩田国夫
県議会議長

述べた。

議事では、田川雅人幹事長が

■出席者の紹介■

【議員団役職】岩田国夫議長（県議会議長）▼田川雅人幹事長▼中川崇監事（県議会議員）▼川口信監事（県議会議員）▼川口正志相談役▼和田恵治相談役

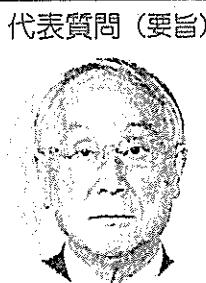
【奈良県議会】中野雅史議員▼山本進章議員▼乾浩之議員▼西川均議員▼小林誠議員▼浦西敦史議員▼芦高清友議員▼松木秀一郎議員【大和高田市議会】西川繁和議員▼萬津力則議員【橿原市議会】うすい卓也議員▼今井梨加議員【桜井市議会】工藤敏太郎議員【御所市議会】川田大介議員▼山田秀士議員▼新川理江子議員【生駒市議会】改正大祐議員【香芝市議会】小西高吉議員【宇陀市議会】山本裕樹議長▼菊岡千秋議員【平群町議会】山田仁樹議長【三郷町議会】伊藤勇二議員【上牧町議会】牧浦秀俊議員【河合町議会】梅野美智代副議長

提案し、同和地区の所在地情報や動画がインターネット上に投稿されている問題をはじめ、障害者差別、ヘイトスピーチ、性的少數者をめぐる社会・政治の状況などについて説明した。

青年局の設置を決定

また、川口信県議会議員の提案で、若い年齢層の自治体議員に基本的な人権問題を学ぶ機会を提供するための青年局を設置することを決定した。

奈良県議会ヒューライツ議員団 県政の重要な課題を質す 6月定例議会



自民党・無所属の会
粒谷友示 議員
(生駒市)

代表質問（要旨） 1. 今後の県政運営について、県政を大きく変えるという公約を掲げて当選された知事として、今後どのように県政運営を進めていくこうとしているのか。2. これまでの主要プロジェクトの今後の進め方について、(1) 大規模広域防災拠点の整備について、県南部地域では、過去にも甚大な被害をもたらした災害が発生していることから、五條市での応援部隊や救援物資を受け入れる広域防災拠点の整備は必要と考えるが、県民の安全・安心を守るために、今後、どのように進めていくこうとしているのか。(2) 大和平野中央田園都市構想について、推進してきた各プロジェクトのために取得した用地について、

今後、どのように活用していくこうとしているのか。(3) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について、令和13年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、計画的に準備を進めていく時期だが、今から会場地の選考など全体計画の見直しを行つても、万全の体制を整えられるのか。(4) 中央卸売市場の再整備について、市場の老朽化への対応は喫緊の課題であり、BtoBの施設整備を速やかに行うべきであるが、一方で、市場事業者の負担にも配慮することが必要と考える。知事の所見を伺いたい。(→山下知事答弁) 大型ハード事業に頼つてもポテンシャルを引き出せない。必要性、費用対効果などの観点から査定を行い、予算額ベースで約73億円、総事業費ベースで4730億円の事業を見直したが、取得済み用地の活用や事業停止に伴う善後策に関しては、検討を進める。



日本維新の会
佐藤光紀 議員
(生駒市)

一般質問（要旨） 1. 奈良県の観光交通戦略について、(1) 観光交通戦略の基幹となる奈良公園バスターミナルの運用や利活用について改善に努めるべきと考えるが。(→山下知事答弁) 奈良市内の渋滞緩和や周遊観光の促進などを目的に運用している「ぐるっとバス」を同バスターミナルに乗り入れる検討を進めおり、今後もさらなる利活用に努める。(2) 「ぐるっとバス」について、一日乗車券の木簡切符を観光バス乗降場付近で団体客や修学旅行生に販売し、活用すべきと考えるが、知事の所見を伺いたい。2. 「空の移動革命」について、2025年の大阪・関西万博に合わせ、大阪府は空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組む。法規制や技術的な問題、周辺住民の

理解など、解決すべき課題も多いが、将来的には重要な交通機関としての位置付けや、新産業としての成長が期待される。奈良県でも大阪府や県内自治体と連携し、「空の移動革命」に取り組む必要があると考えるが、知事の所見を伺いたい。3. 奈良県のGX推進について、(1) 蓄電池について、緊急時のエネルギー対策としての活用だけでなく、再生可能エネルギーを有効活用する設備として次期エネルギービジョンに位置づけるべきと考えるがどうか。(2) 今後のEV化の進行を見据えた際に電力や急速充電器等のインフラ整備の不足が懸念されるが、どのように考えていくのか。(3) エネルギーロスの解消を積極的に推進していくべきと考えるがどうか。4. 奈良県産材の利用促進について、「奈良の木を利用した住宅への助成制度」などの木材利用促進施策も活用して林業のサイクルを回していくことが重要だが、知事の所見を伺いたい。

大和高田市議会、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例を可決

大和高田市議会は今年6月27日開会の6月定例議会で、理事者提案の「大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例」を可決した。条例は同29日に施行された。

市内では、同和地区問い合わせ事象や差別発言、インターネット上に同和地区の動画を投稿し、差別

を煽動する事象が惹起している。さらに、2021年7月に市内にある在日本大韓国民団の支部事務所に放火未遂事件などが発生した。

このような状況を踏まえ、加盟議員の萬津力則議員、森本尚順議員、橋本俊哉議員が、大和高田市との差別をなくす条例の必要性について、理事者側に提起し、国の「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権3法を冠した条例制定の実現に至った。

代表質問に1人、一般質問に4人が登壇し

一般質問（要旨）



自民党・無所属の会
小村尚己 議員
(生駒郡)

1. 予算執行査定について、査定の結果、執行しない予算を今年度決算で不用とするとのことだが、議会の議決を得た予算を知事の判断で執行しない場合は、補正予算案を提案するなど、県民の負託を受けた議会に丁寧に説明し、意見を聞くべきと考えるがどうか。
2. 大規模災害に備えた広域防災拠点の必要性について、県単独での2,000m級滑走路を備えた大規模広域防災拠点の整備計画は見直すことだが、県民の生命と財産を守るために、南海トラフ地震等への備えは必要と考える。

える。大規模災害発生時に応援部隊や物資を受け入れる広域防災拠点の必要性についてどのように考えているのか。（→山下知事答弁）紀伊半島大水害の検証を行った上で、まずは既存施設や既存の体制を活用して、発災時の迅速な初動体制の構築、応援部隊の活動拠点の確保ができないかを検証する。その上で、体制や対応に不足があれば、五條市での用地も含め、大規模広域防災拠点について関西広域連合で今後議論していく。買収済みのゴルフ場の用地については、今後、防災目的を含め整備内容を多面的に検討していく。3. 西和医療センターの移転・再整備について、現在の候補地のJR王寺駅南側に加え、他の候補地も含めて検討することだが、今後どのような点を重視するのか。

一般質問（要旨）



自民党・無所属の会
浦西敦史 議員
(吉野郡)

1. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた新たなスポーツ施設の整備について、橿原市等に新たなスポーツ施設を整備することにより、県土の均衡ある発展、中南和地域の振興、健康長寿の奈良県の実現など、奈良県の将来あるべき姿を思い描き、新たなスポーツ施設の整備を参考すべきと考えるがどう

か。（→山下知事答弁）既存施設の活用を基本として見直し、改修にあたっては、バリアフリー化をはじめとした機能向上により、今後の利用拡大を進める。必要と判断すれば施設の新設も検討する。2. 国道168号のバイパス（五條市生子町～釜窪町）の整備について、防災機能を発揮するために必要不可欠な京奈和自動車道から大規模広域防災拠点へのアクセス道路である、国道168号バイパスの整備を推進すべきと考えるが、どのように考えているのか。3. 主要地方道高野天川線など県南部地域の道路整備の推進について（要望）

一般質問（要旨）



日本維新の会
小林 誠 議員
(生駒郡)

1. 西和医療センターの移転・再整備について、令和5年度当初予算の執行査定において、候補地の見直しに至った知事の問題意識と、老朽化した現病院の建て替えに向けた決意を伺いたい。（→山下知事答弁）移転候補地を同駅前も含めて再検討する。「候補地の比較検討にあたってはアクセス、敷地の形状や広さ、整備スケ

ジュール、費用対効果を踏まえ、ふさわしい場所を選定したい。31年ごろの開院時期については堅持していく。2. 大和川における遊水地事業の整備状況について、大和川における直轄遊水地を起点とした三代川地区での整備の進捗状況及び今後の見通しについて伺いたい。3. 県道法隆寺線のバリアフリー化について、日本の世界文化遺産登録第一号「法隆寺地域の仏教建築物」へのアクセス道路、県道法隆寺線の法隆寺前で、

2023年度 正副議長就任者の紹介

	議 会	氏名(敬称略)
議 長	県議会	岩田 国夫
	大和高田市議会	森本 尚順
	大和郡山市議会	西川 貴雄
	宇陀市議会	山本 裕樹
	平群町議会	山田 仁樹
副議長	河合町議会	梅野 美智代

人権政策推進へ共に活動する新メンバーの紹介

奈良ヒューライツ議員団の新メンバーを紹介する。

今年2月の第22回総会から生駒市議会の改正大祐議員(現在3期)が加入している。

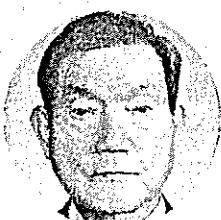
4月の統一地方選挙を以て、県議会では、粒谷友示議員(8期、自民党・無所属の会)、荻田義雄議員(7期、自民党・無所属の会)、川口延良議員(3期、自民党・無所属の会)が加入し、県議会に復帰した中川崇議員(3期、日本維新の会)が再入会を、香芝市議から初当選した芦高清友議員(自民党・無所属の

会)が継続加入をした。初当選した松木秀一郎議員(日本維新の会)と、斎藤有紀議員(自民党・無所属の会)、清田典章議員(日本維新の会)、山田洋平議員(日本維新の会)、川口信議員(自民党・無所属の会)、星川大地議員(日本維新の会)が新たに入会した。

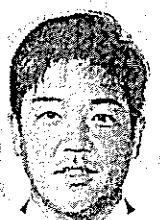
市町村議会では、天理市議会の藤本さゆり議員(2期)と大淀町議会の森永雅世議員(1期)が新規入会し、昨年4月の東吉野村議会選挙で復帰した津川幸雄議員(3期)が再入会した。



奈良県議会
粒谷友示 議員
(生駒市)



奈良県議会
荻田義雄 議員
(奈良市・山辺郡)



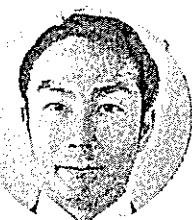
奈良県議会
川口延良 議員
(天理市)



奈良県議会
中川 崇 議員
(奈良市・山辺郡)



奈良県議会
芦高清友 議員
(香芝市)



奈良県議会
松木秀一郎 議員
(奈良市・山辺郡)



奈良県議会
斎藤有紀 議員
(五條市)



奈良県議会
清田典章 議員
(香芝市)



奈良県議会
山田洋平 議員
(生駒市)



奈良県議会
川口 信 議員
(御所市)



奈良県議会
星川大地 議員
(奈良市・山辺郡)



天理市議会
藤本さゆり 議員



生駒市議会
改正大祐 議員



大淀町議会
森永雅世 議員



東吉野村議会
津川幸雄 議員

奈良ヒューライツ議員団事務局より 奈良ヒューライツ議員団事務局より 奈良ヒューライツ議員団事務局より 奈良ヒューライツ議員団事務局より

●議会活動報告・寄稿をぜひお願いします●

皆さまから、活動報告や提案などヒューライツエキスプレスへの寄稿をお待ちしております。

●共に活動する自治体議員の入会をお待ちしています。

お問合せ、ご連絡は下記の事務局まで、お願いします。

【議員団事務局】☎ 630-8133 奈良市大安寺1-23-1 奈良県人権センター2階

☎ 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640 E-mail: blnara_s@yahoo.co.jp(全て英文字)

第11号様式の11(第5条関係)

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 斎藤 有紀

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A.B号室 電話 0747-24-3110 延べ床面積 88 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 88 m ² (a) うち政務活動使用面積 44 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 44 / 88 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：後援会活動と面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方： A号室 44 m ² → 政務活動 B号室 44 m ² → 後援会活動 光熱水費は A号室 請求分のため 100% 充當)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。



賃貸借契約書

貸主



様

借主

斎藤 有紀

様

2023年4月27日

ヒロタ建設株式会社

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 中 八重子 様、中 唯凪 様（以下「甲」という。）と借主 斎藤 有紀 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ヒルトップSUGAWA	1階 号室 区画番号(A・B)
	所在地	(住居表示) 奈良県五條市住川町 220-1	
		(登記簿) 奈良県五條市住川町 220-1	
	構 造	木造／亜鉛メッキ鋼板ぶき／1階建／全(4)戸	
	種 類	貸事務所	新築年月 2022年10月
	面 積	88m ²	
附 属 施 設	駐車場4台分ー以下余白ー		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

さいとう有紀事務所ー以下余白ー

頭書(3) 契約期間

2023年5月1日から 2026年4月30日まで(3年間)

目的物件の引渡し時期	2023年5月1日
------------	-----------

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 150,000円 (別途消費税相当額 15,000円)	敷金	0円 (賃料ヶ月)
礼金	0円 (賃料ヶ月)		

その他の条件		駐車場4台分込ー以下余白ー		
貸与する鍵	鍵No	GOAL / S14X28	GOAL / PXY6Z3	入口シャッター
	本 数	2本	2本	2本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日まで			
賃料等の支払方法	振込	振込先金融機関名：南都銀行 預金：[REDACTED] 口座番号：[REDACTED] 口座名義人：[REDACTED] 振込手数料負担者：：借主		
	持 参	持 参 先		
	口座引落	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	[REDACTED]
	(自宅)TEL	[REDACTED]
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	[REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]
貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]
管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
		極度額	円
	家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	[REDACTED]
		主たる事務所の所在地	[REDACTED]
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

一般借家契約では更新することができます。ただし、貸主の更新拒絶に正当な事由があるときは更新できません。一以下余白一

附書(9) 特約事項

【債務の担保】

- ・甲は乙の賃料債務等の担保として敷金・保証金の預け入れ及び連帯保証人の設定を免除し、第6条(A)「敷金」、(B)「保証金」、第21条「乙の債務の担保」は全文抹消します。

【駐車場について】

- ・別紙「駐車場案内図」の通り、オレンジ色の線で区切られた駐車スペースの内、事務所の前の4台分に駐車することができます。事務所の賃貸借契約（本契約）と不可分一体であり、駐車場のみ解約することや第三者に転貸することはできません。

- ・駐車場内において生じた事故、物損、盗難、その他の損害については、貸主はその責めを負わないものとします。

- ・本件駐車場に第三者が無断駐車を行い、このために借主の本件駐車場の利用が妨げられた場合でも、貸主はその責めを負わないものとします。

【解約について】

- ・借主が解約を申し出る場合は、3か月前までに書面により貸主に通知するものとします。

- ・貸主は、借主に対し、正当な事由がある場合は契約期間内でも解約申入をすることができ、解約申入から6か月を経過すると契約は終了します。

【その他】

- ・事業活動により生じたごみは、一般廃棄物または産業廃棄物とされ市によって収集されません。一般廃棄物収集運搬業者に委託するなど借主自ら処分をする必要があります。

- ・甲は乙の共益費を免除し、第4条「共益費」は2項を除き抹消します。一以下余白一

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

2023年4月27日

甲・貸 主	氏名	[REDACTED]	[REDACTED] TEL
	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	[REDACTED] TEL
	住所	[REDACTED]	

乙・借 主	氏名	齋 藤 有 紀	[REDACTED] TEL 0747-24-3110 FAX 0747-25-3333
	住所	奈良県五條市住川町220-1 ヒルトップSUGAWA A号室	

丙・連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額		

宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地	奈良県橿原市西池尻町352番地の1	主たる事務所 所在地	
	商号又は名称 代表者の氏名	ヒロタ建設株式会社 廣田 幹雄	商号又は名称 代表者の氏名	印
	免許証番号	奈良県知事(9)第2224号	免許証番号	() 第 号
説明をする 宅地建物取引士	氏 名	廣田真希子	氏 名	
	登録番号	大阪 第105494号	登録番号	第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	ヒロタ建設株式会社 奈良県橿原市西池尻町352番地の1 ヒロタビル TEL 0744-27-3484	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」とい。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
- 4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。
- 4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 貸料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新貸料額と旧貸料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 八 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入りたときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
 - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
 - 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき
 - 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承

諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確認する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するためには必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

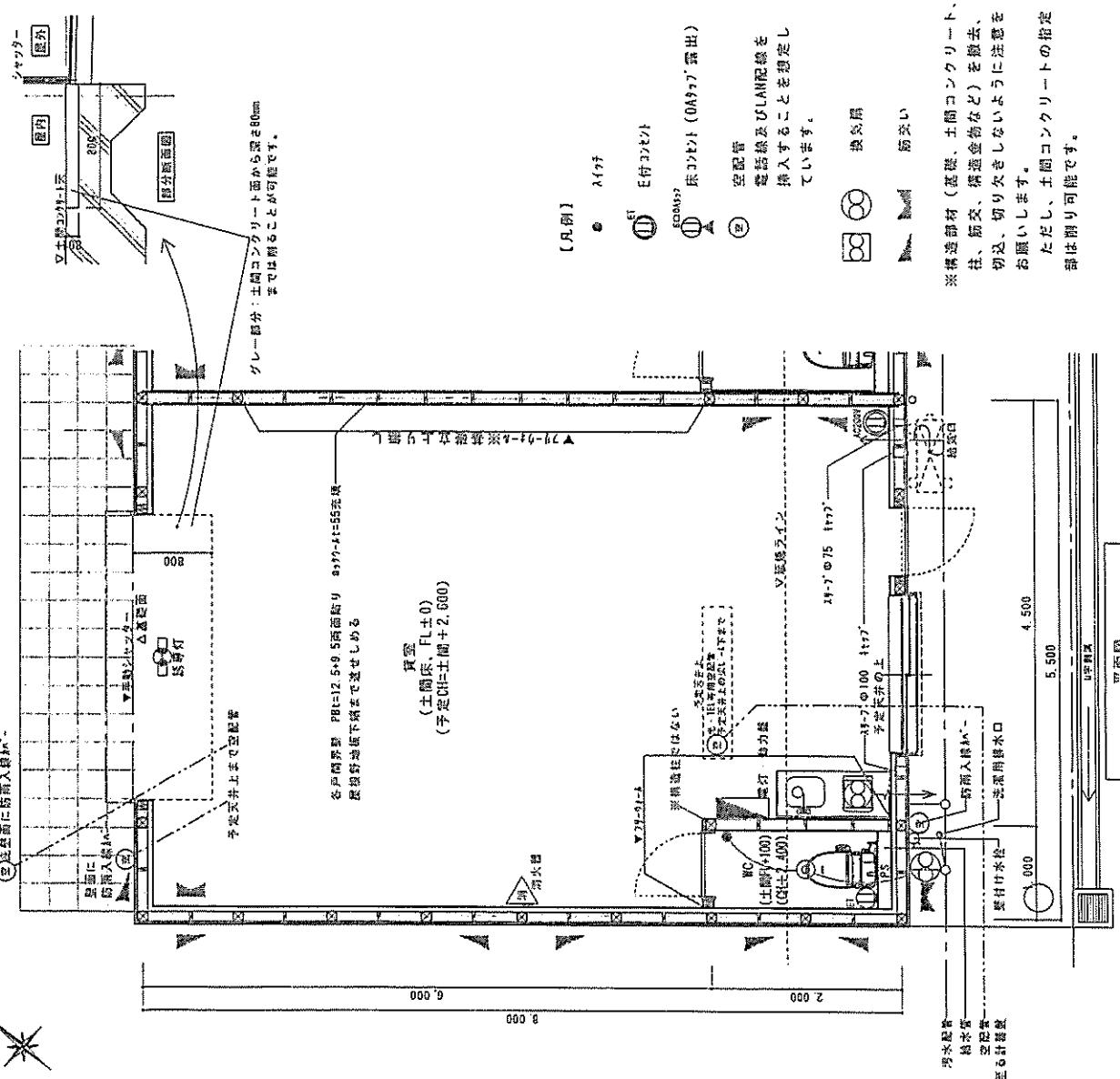
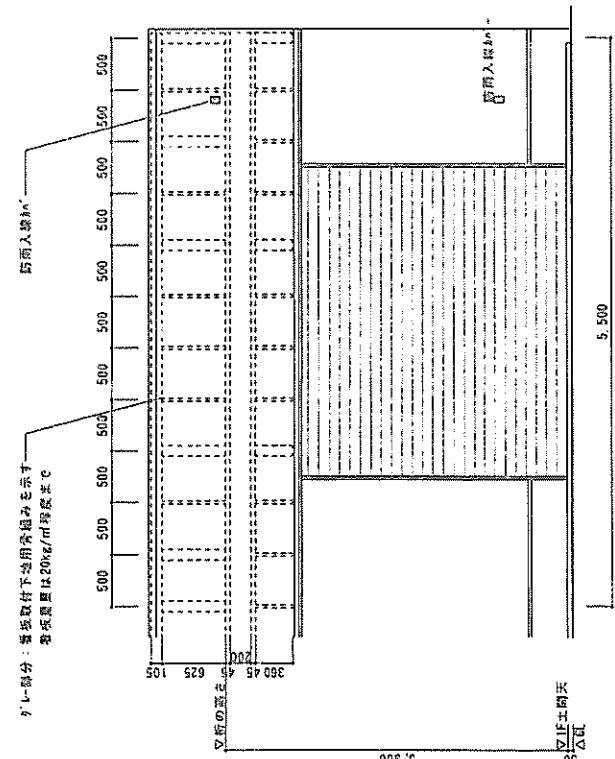
第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

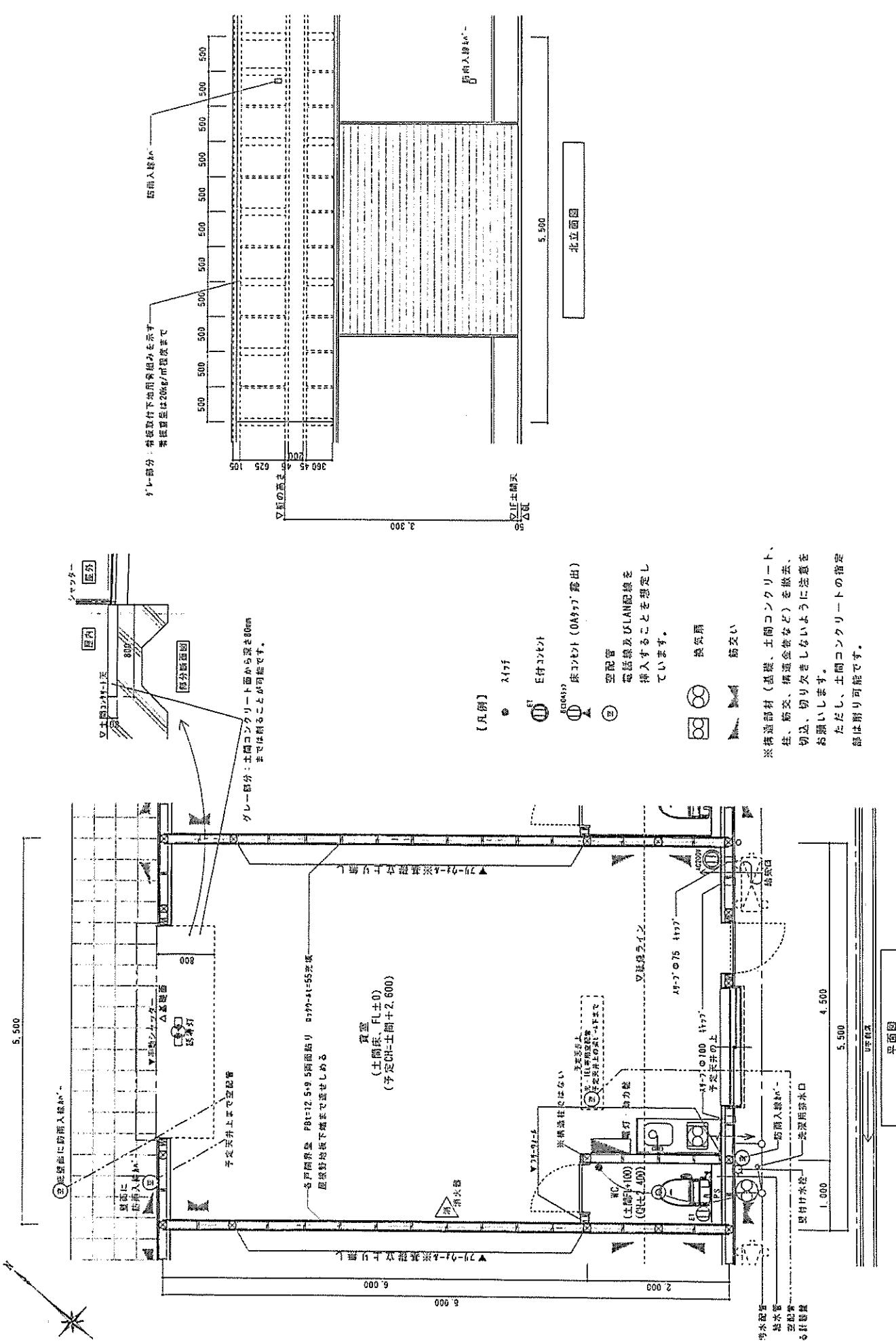
第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。



年月日	2022/10/22	工事名稱	ヒルツブSUGAWA A号室	棟號	A 00
施工者		施工方法	平面図 立面図 断面図	施工	1 : 50



2022/10/22	三ヶ所 ヒルトップSUGAWA B号室	105	A-00
備考	西側 平面図 立面図 設備図	1 50	

第11号様式の12（第5条関係）

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 斎藤 有紀

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	令和5年 5月 1日～ 令和6年 3月 31日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理・補助作業等	
⑤ 給料（賃金）	80,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (後援会活動との按分) → 按分率 1/2	
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳 <input type="checkbox"/>租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類 	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和5年 5月 1日から 令和6年 3月 31日まで																								
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム 派遣職員 その他 ()																								
就業場所	奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A.B 号室 (斎藤有紀事務所)																								
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務																								
就業時間 (休憩時間)	9:00~15:00 の間で短時間勤務 (12:00-13:00 休憩)																								
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土・日・祝日・年末及び年始・お盆 その他 (水曜日・臨時)																								
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()																								
賃金	<table> <tr> <td>基本賃金</td> <td>月給</td> <td>80,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日給</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時間給</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>諸手当</td> <td>通勤手当</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>賃金締切日 (毎月 日) 賃金支払日 (毎月 10日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/>現金払い <input checked="" type="checkbox"/>振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/>所得税 <input type="checkbox"/>住民税 <input type="checkbox"/>健康保険 <input type="checkbox"/>介護保険 <input type="checkbox"/>厚生年金 <input type="checkbox"/>雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 賞与 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>	基本賃金	月給	80,000	円		日給		円		時間給		円	諸手当	通勤手当		円		手当		円		手当		円
基本賃金	月給	80,000	円																						
	日給		円																						
	時間給		円																						
諸手当	通勤手当		円																						
	手当		円																						
	手当		円																						
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他																								

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年 5月 1日

雇用者 斎藤 有紀

被雇用者 [REDACTED]

第11号様式⑦14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 斎藤 有紀】

雇用者氏名	[REDACTED]	住所	生年月日	[REDACTED]	性別	[REDACTED]	雇入年月日	2023.5.1	合計												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1
労働日数				16	17	16	15	16	16	15	16	15	16	15	15	15	15	15	15	17	174
労働時間数				80	85	82	75	80	80	72	80	75	75	75	75	75	75	75	75	75	85
時間外労働				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給				80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	880,000
時間外手当				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計				80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	880,000
非課税合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額				80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	880,000
健康保険料				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税特算額				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扶養額合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引領収印				80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	880,000

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。



様式4

労働保険料・一般拠出金納付済証明書

住所（所在地）：奈良県五條市住川町220-1
ヒルトップ SUGAWA A号室

氏名（名 称）：斎藤 有紀 事務所
斎藤 有紀

労働保険番号：29104004524-000

上記労働保険番号の労働保険料及び一般拠出金については、証明日現在において、法定納期限到来分まで未納がないことを証明します。

令和 5 年 9 月 19 日

大淀労働基準監督署長

